

会 議	決 算 特 別 委 員 会 会 議 録									
日 時	令和５年９月15日（金曜日） 開会 午前 9時00分 閉会 午後 4時04分									
場 所	幸田町議会議事堂									
出 席 委 員	1番 藤本和美君 3番 野坂純子君 5番 長谷川進君 7番 田境毅君 9番 都築幸夫君 11番^(議長) 廣野房男君 13番 笹野康男君 15番^(委員長) 鈴木久夫君 2番 吉本智明君 4番 松本忠明君 6番 岩本知帆君 8番 石原昇君 10番 黒木一君 12番 稲吉照夫君 14番 丸山千代子君 (15名)									
欠 席 委 員	なし									
説明のため会議 に出席した者	町 長 成瀬 敦博 教 育 長 池田 和保 総 務 部 長 林 浦正一 住民こども部長 三浦澤一 参事(健康保健担当) 金田 哲夫 建 設 部 長 内山 雅也 消 防 長 小鈴木 隆之 こども課長 横田 繁啓 福 祉 課 長 近谷 敦俊 環 境 課 長 杉田 秀行 建設部次長兼土木課長 安柴 淳一 区画整理課長 相川 美代子 水 道 課 長 岩 仁史 企画政策課長 小山 真護 財 政 課 長 山 秀幸 総 務 課 長 玉 浩二 防災安全課長 山崎 二郎 消防次長兼庶務課長 早 川 消防次長兼消防署長 学校教育課長 監査委員事務局長 副 町 長 大成 稲山 企画部長 熊本 居川 参事(税務担当) 鳥石 野澤 健康福祉部長 田 谷 環境経済部長 小 林 上下水道部長 大 熊 住 民 課 長 齋 藤 保険医療課長 居 下 健康福祉部次長兼健康課長 鴨 山 産業振興課長 小 西 都市計画課長 大 齋 上下水道部次長 鳥 居 下水道課長 鴨 山 企画部次長兼企業立地課長 小 林 総務部次長兼人事秘書課長 小 西 税 務 課 長 吉 田 会 計 管 理 者 小 嶋 予防防災課長 小 夏 学校指導担当課長 教育部次長兼文化スポーツ課長 監 査 委 員 大 浦 広千恵子 孝彦 久樹 芳一 聖太郎 優一郎 英男 之一 和史 知子 史之 正香 雄裕 (42名)									
議会事務局職員	事 務 局 長 大須賀 龍 二									

会議に付した 案 件	認定第 1 号 令和 4 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第 2 号 令和 4 年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 3 号 令和 4 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 4 号 令和 4 年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 5 号 令和 4 年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 6 号 令和 4 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 7 号 令和 4 年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 8 号 令和 4 年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について 認定第 9 号 令和 4 年度幸田町下水道事業会計決算認定について
-----------------------	--

委員長 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議御苦労さまです。

ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

委員長 ただいまから、本委員会に付託された案件の審議を行います。

説明のため出席を求めた者は、昨日と同様、理事者42名と監査委員1名であります。

認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

本会議で説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

本日は、最初に福祉産業建設常任委員会の所管に係る一般会計の歳出を行い、その後で、特別会計を行います。

それでは、質疑を行います。

まず、認定議案第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、発言を許します。

9番、都築君。

9番都築幸夫君 おはようございます。

それでは、私は、2点だけ質問させていただきます。

議案説明会の32ページ、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画策定事業について質問いたします。

まず、取組で、決算で652万3,000円となっておりますが、この内容についてお伺いします。

委員長 環境課長。

環境課長 はい652万3,000円の内容であります。こちらにつきましては、第2次幸田町環境基本計画策定に関わるコンサルタントへの業務委託料となっております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。コンサルタントへの策定業務委託料ということでございます。これは、2013年の排出量が基準になっております。この2013年が基準とする根拠はということなんでしょうか、お伺いします。

委員長 環境課長。

環境課長 この根拠であります。国の地球温暖化対策計画では、2015年に締結されましたパリ協定に基づき、削減目標の基準年度を2013年としております。そのため国は、市町村が計画を策定する際にも、国に準じて基本年度を2013年に設定することが望ましいとの方針を出しております。このため、本町におきましても同様の対応いたしました。以上です。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。国が2013年ということで、これに従うということであります。実は、私が調べたところでは、これは、2013年がこれまでの排出量で2番目というか一番多かったという、それをベースにしとるということだったようでございます、も

とはといいますと。

それから、2013年は、10年前でございますが、この46%減でありますけれども、現在と比較しますと、どれぐらいの減になるのか、この辺についてお伺いしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 国のデータ、出典は環境省の自治体排出量カルテでありますけれども、こちらに基づき、本町における温室効果ガスの排出量を見てみますと、基準年度の2013年では122万2,000トンに対しまして、目標年度における排出量は66万トンとなっております。直近のデータであります2019年の排出量は、73万8,000トンとなっております。2013年度比で約40%の削減を達成しております。よって、この2019年度の排出量を基準といたしますと、約11%の削減目標ということになります。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。本町における削減量で計算すると、もう既に2019年の排出量をベースにすると、失礼、2019年ではもう既に40%を達成しているということで、達成はいきってないですが、かなり減っているということであります。46%の削減をどのように行うのか、この辺の目標ですね、2030年46%ということですのでけれども、削減をどのように行うのか、この辺の施策についてお伺いしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 本町の温室効果ガス排出量の約9割が産業部門からの排出となっております。町内の製造業の事業者様や地域のエネルギー事業者様に本町の目標を御理解いただきまして、連携して地域の脱炭素化に取り組む必要があると考えております。また、家庭部門におきましても、新エネルギーシステム設置費補助金や次世代自動車購入費補助金などの拡充を図るとともに、町民の皆様へのカーボンニュートラルに関する啓発活動にも力を入れていきたいというふうに考えております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。この辺の達成の見通しなんですけれども、かなりもう削減されてるようでございますけれども、今後の2030年のたしか46%でしたかね、この辺の達成の見通しはどうなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 本町の温室効果ガスの排出量の約9割は、産業部門が占めております。しかしながら、令和元年度における産業部門の対比基準年度削減率は、既に43.8%に達しておりまして、今後も事業者様による継続的な取組が引き続きなされていくものと思われまします。そこに、家庭等、民生部門の取組がなされて加速されれば、46%の削減目標は達成できるものというふうに見込んでおります。

以上です。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。大手企業がかなり排出量の割合を占めているということで、大手企業がこのまま取り組んでいただければ、かなり達成は十分にクリアできそうなように思います。

それから、温室効果ガス削減のために、この資料を見ますと、ごみ排出量の削減に取

り組み、循環型社会の構築というふうに示されているわけですが、この辺のところを分かりやすく説明いただきたいと思います。お願いします。

委員長 環境課長。

環境課長 第2次幸田町環境基本計画の中でのごみの関係でありますけれども、ごみの収集・運搬の車両による排気ガスや、処分場での焼却処理などでCO₂を確かに大量に発生しているのが現実であります。このため、ごみの減量化が喫緊の課題になっておりますことから、燃やすごみに含まれたプラスチック類や紙類などの資源物を適切に分別するように、引き続き町民の皆様全体に啓発をさせていただきます。そして、分別された資源物は、再商品化するための原材料としてリサイクルで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていけるように、そういった仕組みづくりをしていくというものであります。

以上です。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 よく分かりました。ごみを削減して、それから、リサイクルの循環型社会の構築ができて、その結果で温室効果ガスの削減に貢献できるということであれば、これは大変素晴らしいことだなと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。この取組をよろしくお願ひいたしたいと思います。

いいですか。次の質問にいきます。

議案説明会24ページの外国人事務補助員派遣事業ですか、について質問させていただきます。

まず、1つ目の質問であります、この事業ですけれども、これは幸田町独自の事業なのでしょうか。そして、これは幸田町独自で募集して採用されるのでしょうか、これについてお伺ひします。

委員長 こども課長。

こども課長 外国人の事務補助員の派遣の御質問かと思ひます。幸田町独自の事業かということで、近隣では、東郷町や大口町、美浜町などで事例があると聞いております。また、あけぼの幼稚園やみやこ認定こども園でも、月1回程度こういった英語遊びを取り入れておったり、たつみ幼稚園でも週1回程度英会話スクールが入って、英語に触れていると聞いております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。これは、幸田町で独自にやられてる事業なんでしょうか。

その辺について、それをまずお答え願ひたいと思ひます。

委員長 こども課長。

こども課長 幸田町独自で考えさせていただいております。その業者の選定につきましては、仕様書によりまして条件を示させていただき、指名競争入札により選定させていただきました。ほかの市町でも同じような業務を請け負っている実績のある業者が請け負っております。また、事務補助員につきましては、事務や保育に積極的に携われる意欲があること、英語が母国語又はそれと同等以上の能力を有すること、高等学校を卒業又は同等以上の学歴があること、保育士とコミュニケーションが可能な日本語能力を持ってい

ることなどということで条件をつけております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。これは、どのような形でこういった方を採用というのか選ばれて、どのような形で採用というんですかね、されるのか。どっか派遣会社をお願いするのか、公募で募集されるのか。それで、募集されて、その後どういった形で採用するか。ちゃんと例えば職員を採用するような形でいろいろな試験というんですかね、審査されて、的確なふさわしい方かということを確認されるようにして採用されるのか、その辺についてちょっとやり方についてお伺いしたいと思うんですが。

委員長 こども課長。

こども課長 事務補助員の選定の仕方ということかと思えます。

先ほど言いましたように、事務補助員につきましては、入札で決まりました派遣会社のほうにこちらの条件を、先ほどのようにし示しまして、そちらのほうで選定した事務補助者を現場へ入っていただいております。面接等まではしておりませんが、請負業者の登録する外国人の中で幸田町の求める仕様に合う人を選定してもらい、派遣していただいております。条件としましては、乳幼児もいる保育園の現場の業務であるため、それに対する意欲、在日日数、日本語能力、通勤距離など勘案しながら、最適な方を選んでいただいているかと思っております。

委員長 9番、都築君。

9番都築幸夫君 分かりました。私がちょっと心配いたしますのは、今のお答えは、採用は派遣会社にほぼお任せという形だと思うわけですが、私がちょっと心配いたしますのは、世の中では、今、保育園児の虐待というのが大変話題になっております。今回のこの外国人の方の業務は、園児の散歩の引率とか補助的なことなんですが、園児と触れ合って一緒に園児の世話をしたりするようなこともあるわけでありまして。先ほど申しましたように、こういった保育園での園児の保育士による虐待というのが非常に何かたくさんあるようでありまして、こういったことを考えますと、こういった採用される保育園で保育士の方と一緒にあって、ある意味補助ですけど世話をされるということなんで、やはり、きちんとこういった方がこういった仕事にふさわしいかということを役場のほうで、保育園のほうでもいいと思うんですが、ちゃんと正式な形で、正式なというか、そういったきちんとした職員を採用するようなレベルでそういった審査をやったりやっていた方がいいのではないかなというふうに思うわけですが、その辺はどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 委員のほうからは、派遣事務員の選定に当たっては慎重を期して、審査なり面接なりも必要ではないかということかと思えます。

大事な園児に関わる1人のスタッフとなりますので、議員がおっしゃることを念頭に置きまして、町で面接するなど検討をさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかにございませんか。

11番、廣野君。

11番廣野房男君 私のほうからは、また2つばかり質問させていただきますけれども、まず、

議案説明会資料の33ページですかね、ロケツーリズム推進事業というところで、私は昨年もこのところと言ったような気がしましたがけれども、何か昨年と同じような資料で変わりばえがせんもんで、またここを突っ込むことになっちゃったのかもしれないけれども、ここで、ロケツーリズム推進事業は、令和4年度は大きな撮影もなくて決算額が少なくなったということで、町の魅力を発信して観光集客の増加と地元商工業者の発展を目的とするがというふうにありますけれども、集客の増加と地元商工業者の発展があったのかどうかという、これは目的なんですけれども、この資料ですと右側に目標は何々と書いてありますけど、こちらのほうは手段であって、最終目的は、今言いました観光集客の増加と地元商工業者の発展なんですけど、これについてのデータというのがあるんでしょうか。また、取り方としてはどういう取り方をしたらいいのかということをもっとお聞きします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 ロケツーリズム推進事業における数値目標というところの御質問かと思えます。

これは、今までにもちょっと、昨年度も質問をいただいたところだと思いますけれども、このロケツーリズムを数値実績としましては、なかなかデータとしては難しいという状況を認識しております。ただ、こういった数字の見える化の必要性は認識はしておりますが、今、このロケツーリズムについては、本町における観光資源が多くない状況の中でできるだけ誘客を進めるところにあります。実際そういった宿泊施設だとか、そういったところで客数だとか、SNSの数字だとか、そういったところでお示しできればいいとは思いますが、実際にコロナ禍において地域の活性化、そういった維持ということも実際の声として聞いているところでもありますけれども、正直言って、そのデータを数値化するというところは、現状でも少し課題として捉えているところでもあります。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 大変難しいと思いますけれども、やっぱり、例えば定点観測じゃないですけど、例えばどっかの店を中心に、ここのお客さんが増えたとかね、売上が増えたとか、そういうような何か狙ったやり方もあるのかなとは思いますが、町の魅力発信は大切ですし、これだけじゃなくて、いろいろなところで町の魅力発信事業をやっていると、以前、ほかの議員さんが一般質問で、NHK大河ドラマの家康ブームによって何かやらなければと一般質問で発信していたと思いますけれども、周辺の岡崎とか西尾とか蒲郡、それで遠くだと問合せのほうはもう物すごい、催しをたくさんやって家康ブームによってジャンジャンやってるのに、幸田町だっていろいろな歴史上の人物がたくさんいる、家康に関わる人物がたくさんいるのに何もやらん、何もやらんって失礼ですけど、ちょっと静かだなというような気がしておりますので、また、こういったものを取り上げながら町の魅力発信をしていただければと思いますけれども、今年度も今は事業が進んでいると思いますけれども、また、皆さんが納得するような効果、成果というんですか、これが数字で表せればなおいいんですけども、そういったことをやっていただけることを期待しまして、次の質問に移ります。

次のページの34ページですか、筆柿の産地持続化支援事業ということで、これも昨年と同じようなことをやられているのかなと思いますけれども、まずお聞きしたいのは、新たな担い手確保ということが重点として取り組まれておりますけれども、新たな担い手とは、農業従事者ということでよろしいでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 まず、ロケツーリズムの御質問であります。数字の見える化、目標値、そういったところですが、本町は、このロケツーリズムを令和元年度から本格的に進めてきていると思います。その中で幸田町の知名度というところでは、一つこういったロケを誘致することによって幸田町の知名度を上げて、そういったふるさと納税だとか、そういった幸田を知ってもらいながら、そういうところにつなげていければというところもあると思います。実際、町内飲食店、また事業者等、ロケ弁だとかそういった資機材の調達、また、いろいろな面でロケが来ることによって、地域の事業者さんが活性化を図る、そういったところを、すみません、また商工会と連携しながら、そういった数字を取って、成果として上げるような形にできればというふうには思っております。

それと、観光の家康の取組であります。本町は、今年も家康の関係でゆかりの史跡、そういったのを巡っていただくためにパンフレット等も作成をさせていただいてます。QRコードを読めば、史跡の紹介がされると、そういう巡っていただけるというものを作って、取組をさせていただきます。また、県や西三河の観光協会の取組として、デジタルスタンプラリーというものを現在も行っているところでもあります。そういった史跡を巡るところの取組を、また岡崎さんとも少し連携を図りながら、そういったイベントだとかの出展だとか、そういったところも考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、2点目の特産筆柿産地持続化支援事業の質問であります。

この特産筆柿産地持続化支援事業につきましては、生産量日本一である幸田町の特産である筆柿を今後も安定して供給していくため、筆柿を栽培する生産者の減少を食い止め、栽培面積を維持するとともに新たな担い手を生み出すことを目指しております。委員が御質問のとおり、この対象となる新たな担い手というところですが、目指すところは、そういった生産者を増やしていくというところにありますけれども、この事業は、なかなか生産者を増やすというのは一長一短にいかないところでもあります。この事業の取組として、今現状の生産者が維持していただけるように、出荷を続ける農家さんへの支援、また、やめてしまった耕作地を回復する、また、今やっていただく方に拡大していただけるような支援、それと、今、シニア・シルバー世代サポートセンターと連携して、非農家さんを含む方を対象とした方に筆柿の栽培に触れていただいて、興味を持っていただいて、そういった産地につなげていきたいというふうな取組をしているところでもあります。目指すところは、生産者というところではありますが、そういった興味を持っていただいて、筆柿をこれから担っていただく方の人材育成というところでも、この事業の中で取組をさせていただいているところでもあります。

以上です。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 出荷はしないけれども、柿の栽培だとか何かに携わってくれる人が増えてくてもいいよというような取組でよろしいでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 委員のおっしゃるとおりの回答でいいと思います。すみません。非農家さんも含めて、しっかりとこの筆柿というものを認知していただいて、そこにしっかりとつなげていきたいという取組であります。これは大人だけではなく、小さい頃からこういった幸田町というところの特産というものを、しっかりと筆柿を認識していただいて、発信して、栽培に興味を持っていただけるように取り組むものであります。

以上です。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 私のうちの周りでも、出荷はしないけれども柿を栽培しているという人は多いですし、中には若い人に、この柿は自分で剪定から収穫までどうぞと言って、与えている人もおります。それで、一本二本だから自分でやりますというふうですけれども、この畑全部やれという、そこはできないというようなことで、オーナー制度というんですかね、この柿の木だけは自分でやりますというようなことをまた広めていければ、出荷量につながるかどうかは分かりませんが、柿の栽培する人が確保できるというんですかね、増えていくやり方なのかなというふうに思っております。それと、柿も含めて、遊休農地を抱えている農家が農地をどうしたいのかという意向調査などはしているのでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 筆柿の取組については、今、シニア・シルバー世代サポートセンターと連携した取組の中で、そういった柿畑のオーナー制度というか、そういった形で営農環境等を学びながら、栽培管理・品質管理、また収穫を通していただいて、将来的な発展につなげるといったところの取組をしっかりと進めていきたいと思います。

それと、2点目の耕作放棄地の関係であります。これは、筆柿のみならずの話にはなりますけれども、農地が耕作されず荒れてしまう、耕作がほぼ放棄されてしまうといった問題は、本町のみならず全国的な問題となっております。圃場整備等が未整備である場所だとか、山沿いであるなど、耕作条件が悪い農地が多く、農地を復活させるのにはかなりの労力が伴うものであります。耕作放棄地となるおそれがある農地の地権者に対して、適正な管理依頼だとかを含めて、今、農業委員会と一緒に連携を図りながら取り組んでいるところでありますけれども、この農地利用については、本人さんがどんな意向を持っておられるかということを確認しながら、今、地域計画というところの中でアンケートを実施しているところであります。この農地を例えば貸し出す意向があることが把握できた場合には、耕作地を探す希望者へ情報提供を行い、耕作者のマッチングを行うというような取組もしているところであります。ただ、なかなかそれが場所等いろいろな条件を含めて進まないところは課題ではありますけれども、しっかりと農業委員会と連携を深めながら現状を把握し、またそういったアンケートを実施し、そういったところにつなげていきたいというふうな形で考えております。

以上です。

委員長 11番、廣野君。

11番廣野房男君 今、課長のほうも言いましたように、耕作放棄地というよりも遊休農地で
すね。すごくいい場所にあるのに何もやってないというような遊休農地が私の家の周り
にもたくさんありまして、そういったところを何とか若い人にやれよやれよと言いな
がら勧めて、今、10家族ぐらいですか、前もここで言ったかもしれませんが、10家族ぐ
らいの人にそういったところを使っていただいて、地主さんもえらい喜んでいて、草
ボーボーじゃなくて、若い人に農地を使ってもらえるということですからすごく喜んでいて。
このようなキャンペーンですかね、貸したいというよりも、農地を使ってほしいと
いう人がいるかもしれませんが、こういったことを農地を使ってほしい、貸したいじ
ゃなくて使ってほしいという農家、あるいは、農地を使って野菜作りがしたいという人
にどうですかというような大々的なキャンペーンをして、何かそういったものが出てく
ると新しい方策が生まれてくるのかなというような気がしますけれども、その辺のとこ
ろをやって新しい方策を検討してみたらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 ありがとうございます。遊休農地の問題については、今現状のそういった市
街地・集落に近いところでも、そういった草だとかが繁茂して、なかなかその維持管理、
またそういった環境のところでも問題になるところであります。そういうところで、先
ほど答弁させていただいたように、地権者の意向もしっかりと把握しながら、今委員が
おっしゃった提案等を踏まえまして、ちょっと研究をさせていただいて、関係機関とな
る農業委員会等を含めて検討させていただきたいと思っております。なかなかイベント
だとか、こういった形でそれを、場所の把握、そういった地権者の意向、またいろい
ろな条件等もあると思いますので、その辺を踏まえた研究をしていきたいと思っ
てます。
よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

2番、吉本君。

2番吉本智明君 議案説明会資料の34ページ、同じくこの筆柿産地の関係で、ちょっとかぶ
らないところだけお聞きします。聞きたいことを大分聞かれましたので、ちょっと1点
だけ確認させてください。

作付面積について、将来に向けて減らさないようにというようなことでありまして、
今現状が幸田町内32ヘクタールということになってますけれども、これは今後ずっとこ
の32ヘクタールを維持していきたいということによろしいのでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この持続化支援事業は、本年度で3年目となります。その前は、こういった
面積等が減ってる、部会員が減るとところの歯止めをかけたいところの思い
もありまして、この事業が始まっております。そういうところから、この今の32ヘクタ
ールというところを当然維持していくところは最低限そこを目標に持っております。た
だ、筆柿のみならずですけども、そういった適正な何ていうかな、ごめんなさい、売
れるというか、この筆柿の価値というか、単価に反映して、そういった筆柿の産地とし

てこれからの増える方向性、栽培していくもうかる農業じゃないですけども、そういった形でできることも柿部会とも話をさせていただきながら、こういった形で売っていくか、そういったところも踏まえて産地の向上、上げていくというところは引き続き考えを持っていきたいとは思っています。ただ、現状は難しいところはありますけれども、これ以上は減らさない、産地として日本一という幸田の特産物である筆柿を維持していくというところは、目標として持つてるところであります。

以上です。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 分かりました。32ヘクタールを減らさないようにしていきたいということで、ちょっと確認ですけども、今、企画部のほうで進められております長嶺地区の工業立地の関係、調査をやられておって、ちょうど東山のところだと思いますけれども、あちらの開発の筆柿というのは、この32ヘクタールに含まれているのかいないのか教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 含まれていると認識をしております。ただ、ちょっと今はっきりした区域というか、どこまでの影響というところはちょっと申し上げられませんが、この筆柿の今の生産者の区域には影響があるものと認識しております。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 この工業立地が10年20年先の計画ならば、私はこんなこと申しませんけれども、近々で開発がされようとしているところはやっぱりチェックして、この計画に反映しながら、じゃあ、この工場立地が何ヘクタール削られるのか知りませんが、その分をどこかでカバーするのか、それとも、その分は減らしても、ちゃんとした産地形成ができるように後継者を育て、会員の方もだんだんだんだんだん高齢化されてると思いますので、ちゃんとした後継者といえますか、そういった者を育てていく中で、産地としてしっかりとこの筆柿というものを維持したいという、面積が減っても維持したいという、そういったビジョンを産業振興課としては、僕は示してほしいと思うものですから、そういったことは今後お考えになるということはあるんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 当然のお話かと思えます。農地全般にもそうですけれども、この都市計画とまた農地というのは、ぶつかるところであります。農地の保全というところでは。この柿についても今直近で東山地区の開発が計画されてる中で維持していく、その代替えだとか生産者の意欲も含めてですけども、それは関係部局としっかりその計画の中で議論させていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 企画部長。

企画部長 委員がおっしゃられるとおり、長嶺東山地区ですけども、優良な筆柿の産地であると思います。面積としては、12ヘクタールぐらいということでございます。今、この地権者の方々からも高齢化が進んでいるのでということで、この地区を企業団地ということで、そういった御意見も頂いております。また、令和元年度で、庁舎内、また町

内の皆さんから御意見を頂きましたときに、筆柿団地ですが、将来的に企業団地にという、そういった御意見も頂いております。ただ、委員がおっしゃられますとおり、日本一の筆柿の特産ということでもありますので、そういった部分で町内の中できちんと連携を取りまして、また筆柿につきましては、幸田町が9割以上ということでもありますので、より一層付加価値を持った筆柿であるという、そういったようなことをしっかりとPRしてまいりまして、一度に12ヘクタールの開発になるのか、また4ヘクタール未満ということになるのか、まだそのあたりがしっかり確定はしていませんけれども、産業振興課とそれから企画部のほうできちんと連携を取りながら、将来的に町全体で何がいのかということを考えてまいりたいと思います。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 ありがとうございます。すみません、企画部長にお答えいただきまして。

ちょっと産業振興の部分で攻めていこうと思ったんですけれども、企画部長がおっしゃるように、この12ヘクタール減って残りが20ヘクタール、20ヘクタールでしっかりとした産地形成をしていくのか、それとももうちょっと増やしたいなというようなことをやるのかということは、所管の産業振興としてはよく部会員の方々とお話をする中で、今後、進めていっていただきたいと考えておりますので、やっぱり日本一の産地であるということは紛れもない事実でございますので、それをしっかりと維持するような施策を、もう所管としてしっかり持っていただきたいと思います。今後ともしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから施策の成果92ページの駐車場費の関係でございますけれども、相見駅の駐車場についてちょっとお聞きしたいと思います。

相見の区画整理も終わり、駅もでき、周辺にマンション、商業地域、住宅もしっかり整備されて、新たな幸田町の顔として相見駅は育ってきたんじゃないかなと思っております。そうした中で駐車場を見ると、何となくちょっと寂しい感じがするんですね。台数が少ないという問題じゃなくて、あまりにも見苦しいという意味です。草刈り、剪定等、そういったのはどのような周期でおやりになってるんでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 まず、筆柿の件であります。それで、開発等で減る面積については、しっかりと目指すところは、今の面積をできるだけ減らさないところは気持ちとしては考えとして持って進めていきたいところであります。また、柿部会さんともしっかりと協議をさせていただいて、この問題については研究していきたいというふうに思っております。

また、駐車場の件であります。相見駅、今の利用については、まだまだ全部が埋まっている状況ではありません。その中で草の問題というのは、今、日頃の要望の中でも頂いているところであります。なかなかできてないところもありますけれども、随時シルバーさんにもお願いをしながら、草刈りを行っている状況であります。ただ、その頻度が状況に応じてお願いするところからも、追いついていかないところは見苦しさにつながっているのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長 2番、吉本君。

2 番吉本智明君 筆柿については、しっかりとした整備、推進を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

相見駅の駐車場の問題ですけれども、シルバーさんに委託というか依頼してやっていただけないというのは、予算が少ないからなのか、シルバーの体制が整ってないからなのか、どっちなのでしょう。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 草刈りの件ですけれども、こういった草刈り、駐車場のみならず、シルバーさんについてはいろいろな形で草刈りが委託されてると認識しております。そういった中で人材確保等、そういったところもなかなか、そこに入れる期間というのも問題となっているというふうに認識をしているところであります。そういった面からも、委員がおっしゃるとおり、両側面の中に課題があるとは思っておりますけれども、予算があればできるかという、そういった人材の問題もシルバーさんのほうではあるというふうには思っておりますので、ただ、業者等の委託にするとまたその予算的にも結構かかるというふうな想定もされるというところであります。ちょっと両側面からもそういった問題はあると思っております。ただ、その中で、できるだけやっていただくように状況を踏まえお願いしているという現実であります。

以上です。

委員長 2 番、吉本君。

2 番吉本智明君 シルバーの人材的な問題だというふうに理解しました。そういったことならば、予算を増やして違う業者に頼むとか、そうするとか直営でやるとか、やり方はあると思うんですよ。ただ、現状のまま放置することが見苦しいからいけないって言うんです。駅の顔として考えていただきたいと思うんですよ。駅は、どうしてもこの表と裏というのができてしまうように思うんです。相見駅しかり、幸田駅しかり、どっちかが表でどっちかが裏というふうになっちゃう。どっちかという駐車のほうは裏になるわけですけれども、裏だからといって草が繁茂して見苦しい状態でもいいかという、そうではないと思うんです。周辺住民がいらっしゃるわけで、環境のよい相見地区へ来たのに何なのこれはという、そういった御意見が出るわけですよ。だから、しっかりとした整備をしておくべきなんですよ。だから、それは予算が足りないなら予算を要求する、ほかの業者に頼む、あるいは直営でやる手段を考えると、そういった努力はされないのでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 駐車場の草が見苦しい件につきましては、反省すべきところが多々あると思っております。いろいろな形でそれを対応できるように、しっかりとこの今の状況の中の課題として取り組んでいきます。今年もそういったお声を頂いている現状ではありますので、草刈りという手段のみならず、草が生えている状況にするわけじゃなくて、そこを緑化的な整備をして草が生えにくい場所にしていく、見た目としてもそういったような建設的な整備も少し検討の中に踏まえまして、実際に駅は本当に幸田の玄関口としての顔になるところでありますので、そういった周辺の環境と合わせた形で見苦しさがないようにしっかりと進めていきたいと思っております。すみません、ありがとうございます。

委員長 2番、吉本君。

2番吉本智明君 今、課長が答弁なさったように、ぜひそうしていただきたいと思います。

やはり、駅の顔としての魅力ある相見駅周辺でなければならないと僕は感じておりますので、そういった細かいところですけども、そういった細かいところに気遣いをして、町全体がよくなっていくと思いますので、ほかにも相見地区で直さなきゃいけないことはたくさんあるんですけども、まずはそこから手をつけるとか、そういった面でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 ありがとうございます。幸田町については、JRが3駅であります。そういった意味では、この玄関口としてしっかりとそういった周辺の環境として整えるべきだと思っておりますので、委員に提案いただいたところをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。相見駅のみならず、幸田駅、また三ヶ根駅とちょっと確認をさせていただいて、周辺の状況を踏まえて取り組まさせていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩	午前 9時51分
再開	午前10時01分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

7番、田境君。

7番田境 毅君 私からは、3点ほど質問をさせていただきたいと思っております。先ほど休憩の前の話でいろいろと回答もいただいた内容で少し知りたいところがあるところがあるので、その部分を回答させていただきたいと思っております。

まず、最初に、議案説明会資料の34ページの筆柿の件になります。特産筆柿産地持続化支援事業ということで、先ほど来、答弁された内容で大まかな理解はできました。ちょっと私、これは以前言ったこともあったんですが、やはり農家としては、いわゆるもうかるというか、持続をするためには、その仕事をしていて続けられるという不安のない状態を維持することが可能な状態にならないと、なかなかやっぱり後継者もその仕事をしようということに行き着かないというところを感じております。実際にこれはそうやって考えると、筆柿自体は幸田町としては特産品としてこの先も持続させていきたいわけですが、この筆柿がどれだけ世の中の一般の方に広まっているかというところが大変重要なポイントかなと思います。例えば桐山のところを見てみると、梨のシーズンになると結構車で買いにくる方がいらっしゃってまして、かなり沿道はにぎわってる時期になります。筆柿のほうはどうかというところもありますし、実際に今事務局として、この筆柿が一般の方にどれくらい広まっているかというところの把握をされているのでしょうか、確認をします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 特産筆柿産地持続化支援事業につきましての質問であります。この事業自体は、今は減ってる面積、当然部会員の確保、生産者の確保というところが問題視されて

るところがありますけれども、その中でなぜかというところの中で、そういったやり手の負担というんですかね、そういう部分では人材の確保がすごい課題になっているところでもあります。そういったところにしっかりと体制的な支援をする中身がこちらの中にも入っております。この3年、本年度も含めてですけれども、この3年において、そういった体制の構築というところを少し目指しながら、当然農協さん、JAと価格転嫁の面でもいろいろな売り方というところを議論しながら、部会さんとも話をしながら、売り方についても研究し、進めているところであります。今、委員の質問にありましたとおり、売ってるところというところの把握ですけれども、今、道の駅とか直売所とかで販売する中では、この時期に多くの方がお買い求めいただいているということは声も聞いているし、道の駅からも報告をいただいているところであります。ちょっとすみません、数等のその辺の今は数字をちょっとつかめておりませんけれども、それはしっかりとこの時期にその時々梨も含めて、桃、いろいろな特産がありますけれども、柿につきましてもその時期に楽しみにお買い求めいただいているというお声も聞いておりますので、そういった面ではしっかりと今の筆柿が認知され、お買い求めいただいているという状況として捉えております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 状況は分かりました。私も柿部会の方からは、道の駅のところで結構売れているところも聞いてますし、干し柿なんかも加工して出しているところも人気があるというのは聞いております。現状、幸田町としてはPRの仕方として、SNSの発信なんかもかなり積極的にやられてます。昨日の答弁の中でも、Instagramでの発信等々やられてるというところですよ。

私、ちょっと個人的にいろいろこの議会の関係の調べものをしてるときに、とあるものを一個ネットで見つけました。これが、愛知の偏見地図というものでして、これは、2020年に豊田市に在住の当時18歳の方が、愛知県を地図でどういう市町がどういうものを代表としてイメージしてるかという、その方の偏見でつくった地図らしいです。実は、見た方もいらっしゃるかもしれませんが、幸田町が実は単独で載ってまして、中に、幸田町は何が書いてあるかというと、クエスチョンマークです。今ちょうど家康の関係で「どうする家康」のブームで、結構ネットなんかでそういった情報を集める方が増えてまして、その形もあって、実は岡崎市は徳川家康と書いてありますし、西尾はお抹茶って書いてあるんです。これは、まさに皆さんが一般的に感じられているその地域の目立つものなんですね。やっぱり、幸田町が特産品で筆柿を目指すのであれば、そこがクエスチョンじゃなくて筆柿と書かれるような認知度にしていかないといけないと思いますし、それを、やっぱり若い高校生だとかも含めて一般の方が幸田だったら筆柿だよ、もしくはアイボだよとか、そういったものにつながるような取組が必要だと思うんですね。そうやって考えると、やっぱり、そういった部分をインスタとかを使いながらどう強化していくかというのも、こういった特産品を持続するための手法の一つになると思います。先ほど言った2020年につくられた地図ですから、その後にドラマの撮影だとか、いろいろなロケツアー関係も、アニメツーリズムも今始めてますけど、そういったことをやってますので、その効果がどれぐらいあったかというのはやっぱり課としてしっ

かり把握をしていただけると、どれぐらいの今の動いてるものの効果があるのかということにつながるかと思いますので、そういった観点でもう少し見ていただけるといいなと思います。ちょっとその辺についてどういうふうにこれから把握をされるつもりなのか、もし考えがあれば教えてください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この筆柿についてのPRというところの御質問かと思います。

特産物として、まず今地図の中でクエスチョンとなるというところについて、実際に昔から幸田に住んでる人なんかは当然筆柿という言葉が出るような形だと思います。ただ、これから人口5万人というところを目指す人口ビジョンの中で、いろいろな新しい方が幸田に移り住んでいく、そういった中で幸田町って何かなということがしっかりと筆柿というところの特産物の言葉の認知というところが、当然まず町内の中でこういった事業を通じて認知されるところの取組として、しっかり取り組んでいるところであります。そのみならず、今、委員がおっしゃるとおり、このロケツードとか、メディア、SNS、これの波及効果というのは大きいと思っております。そういった面で、そのPRの仕方、もっていき方についてもしっかりと筆柿というものを幸田町の紹介の中で出てくるような形のPRの周知の方法の取組を考えていきたいと思っています。そこでどういった、視聴率だとかそういったものがあると、そういった認知度の数字、先ほどのロケツウの数字の見える化というか、そういったところにつながるとは思いますけれども、なかなか難しいところではありますけれども、実際そういったものについて、課題ではありますがしっかりと売れるというところの数字、出荷量の数字、そこも含めて筆柿がしっかりと産地として維持され、これからも増加していくというところをしっかりと狙っていききたいと思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 考え方のほうはしっかり理解をさせていただきました。ぜひ、取組のほうの推進をお願いしたいと思います。

次に、同じ冊子のほうで32ページの環境基本計画の関係について、少し1点だけ確認をさせていただきたいと思っています。

第2次となる環境基本計画が策定をされました。主な取組のイに書かれております内容を見ますと、再エネとか省エネですね、この導入を行政が率先してやりますよということが書かれておるわけですが、こちらの再エネとか省エネの関係は、今、実際に庁舎だとかをいろいろ見ていくと、以前もちょっとお話をしましたが、次世代自動車のところも行政としてどうしていくのか、それから、あとこの電気の関係でいくと再エネだとかをどうしていくのか、あと省エネの活動をどう取り組んでいくかというところも絡んでくると思うんですが、こちらのほうは今このアイテムの積上げの中では、実際にどのような計画で全体像をイメージされて進めていくのか、このあたりを少し説明をいただきたいと思っています。お願いします。

委員長 環境課長。

環境課長 本町の事業所としての再エネ省・エネの取組ということでありまして、今年度におきまして、地球温暖化対策実行計画を今年度取りまとめております。来年度に新たに進

めるための計画を今現在取りまとめている中で、その中で私どもは、今現在、太陽光発電でありますとか電気自動車を持ってるわけでありまして、さらにそれらを進めるために、庁舎全体、役場の公共施設を含めてどのように進めるかというのを、各所管と今聞取調査をしながら計画をつくっているところであります。当然に経済的な費用がかかるものでありますので、その辺も踏まえて、これからの計画を現在つくっているところでありまして、今後また改めてお示しできるものというふうに準備しているところであります。

7 番、田境君。

7 番田境 毅君 現状は分かりました。これは、まさにこの先にあります予算を考える中ではかなり大きな話にもつながるんじゃないかなというふうに個人的にちょっと思っていますので、それに対しては旗を振っていただきつつ、庁舎内で全ての部署が絡んでくるという取組だと思いますから、ぜひアイテムの抜けがないように進めていただきたいと考えております。特に、我々の感覚からすると、いろいろな支援を町民に対してもやっていただいています。次世代自動車の件もそうですし、家のほうの取組もそうです。庁舎の中でもやっぱり次世代自動車の導入はかなりの台数があると思いますし、何ていうんですかね、公用車の手に入れる入手の仕方も、例えばリースであったり買取りであったり、いろいろな手法があると思いますから、この辺も含めていろいろな考えをこれから計画に載せられるんだらうなというふうに理解はしております。こちらのほうも、例えば次世代自動車の関係でいったときに、今、手に入れる方法としてはリースを軸に考えるのか、それとも購入を軸に考えるのかという点で考えがありましたら教えていただきたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 次世代自動車の導入するに当たってのその方法ということであります。令和5年度の予算で、私どもは環境課のほうで1台電気軽自動車の軽ワゴン、いわゆるクリーンパトロールでごみの収集のために使う車の予算を1台分頂いております。それにつきましては、購入でというふうに考えております。そのほかの全体的な自動車の導入につきましては、また全体の所管であります財政課、それから実際に使う所管との話合いの上でまた計画のほうをつくってまいりたいと思いますが、それぞれ用途というものがありますので、その辺も重々しっかり押さえて、基本的にはそういった次世代自動車と言われる二酸化炭素、温室効果ガスの排出の少ないものの導入を考えてまいりたいというふうに考えております。

委員長 7 番、田境君。

7 番田境 毅君 公用車の件の考え方は分かりました。これは、より効率的に公用車を運用するという観点でいくと、やはり、今は所管課ごとにその使用用途があるのが大前提ですが、共有できるところは共有をする、いわゆるシェアをしていくということも考えとしてはこの先の時代からすると、いわゆる無駄を省いていく、稼働率を上げるという点でいくと必要になってくると思います。結構、今というのは線引きをしっかりとしながら、やはり、どこが管理をして、その管理してる部署がしっかりとメンテをしながら維持していくというようなことが中心かと思っておりますので、時代の流れからすると、そういったと

ころも無駄と見られる可能性が大変高くなっていると思いますので、ぜひそういった部分も含めて、いろいろな課と話すときに横断的にそういった運用の仕方も考えていただけたらと思います。

それから、次の質問、最後になりますが、24ページのところに、先ほども出ました外国人事務補助員派遣事業というのがあります。ここ1点だけ確認をさせてください。

現状が週3日、週2日ということで、菱池と幸田保育園のほうに派遣をされております。1人の方が今回対応しているところがこの経過として載っているわけですが、今後の方針では、いわゆる町内の8園に拡大をするということで計画をされております。その場合には2人体制に変えるということでありまして。この2人体制で8園を見ようと思ったときに、1週間は月曜から金曜の5日間あるわけですが、どういう配分で運用されるのか、この運用の部分についてやり方を教えてください。

委員長 環境課長。

環境課長 効率的な公用車の活用ということで、横断的に無駄のないようにということでありまして。EV自動車の導入を考えたときに、当然に充電器が必要になるわけでありまして。これらの導入も踏まえて、仮に地域の施設、公民館等に置かせていただいて、そこに電気自動車を配置して、地域の皆様とのシェアですとか、例えばですけれども、すみません、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、少なくとも役場の中では横断的に共用できる部分はできるような形で考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 外国人の事務員の補助員の配置について、どういう配置かという御質問かと思いますが、すみません、今年度のちょっと予定のカレンダーのほうをちょっと、昨年度のは持ってきてるんですけど、昨年度は毎日じゃないんですけども、そちらの週に5日ですね、39回、途中の6月から始まっておりますので、39回という形で運用させていただいているんですけども、ちょっと今年度のカレンダーを持っていないので、後ほど回答させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 すみません、質問の仕方をもう少し明確にしたほうがよかったと思います。今回は2人体制にすると、8園ありますので、1人ずつで見れば4園ずつ見るのかなというふうに感じてます。その1人が4園を見るときに、月曜から金曜の平日でいくと5日ありますので、毎日どこか1カ所ずつに行くと、5日目はどこかへもう一回行くような単純なイメージになるんですが、その辺の運用をどのように考えられるのか。例えば、それは今やってる1人で2つの園を5日間稼働で見ると、3日行って、2日行ってで5日を回しているんですが、その運用の仕方を少し教えていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 2人で回りますので、4、4で5日間だと1日余るじゃないかということの御質問かと思いますが、園によって差のないように、同じような回数が行けるように運用していきたいというふうには考えております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 体制は、そうすると現状と変わらないということだというふうに思うんですが、現状のやり方で今課題とかはないという認識でよかったのでしょうか。例えば、こういった形に変えると、さらに子どもとの接する時間が増えるですとか、いろいろな対応が広くやれるだとか、そういった課題があればぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 こども課長。

こども課長 外国人事務員の派遣業務についての課題ということであるかとは思いますが、現場のほうからは、外国人の感覚からですが、子どもたちが、自分たちが言っている「ハロー」だとか、「シーユー」だとか、色だとか数字だとか、そういったことを認識してもらえてると感じておりますので、子どもたちに対する効果としてはとてもあるかなと思っておりますし、また、保育士の事務補助という意味合いもありますので、保育士としましては、遊びの中で一緒にやっていただける、散歩についていていただける、給食の準備も手伝っていただける、さらには草刈りも手伝っていただけるということがあり、現場としてはとても助かっているというようなことを聞いております。また親御さんですね、外国人の親御さんに英語で伝えたいことを伝えていただけるので、現場からもとても助かっていると聞いています。また、子どもたちも来るのが楽しみにしてると聞いておりますので、とても効果があっていいのかなと思うんですが、課題といたしましては、さらに日常的じゃなく少しイベント的なことも、外国人の講師が混じってできればよりよいのかなというふうに思っておりますので、そちらのほうは課題かなと思っております。

委員長 7番、田境君。

7番田境 毅君 ありがとうございます。とても効果がやっぱり出ている事業だと思いますし、今回は幸田町単独ということですので、より課題が出たときの臨機応変な対応が可能な事業だと思ってます。いいところをしっかりと伸ばしていただいて、やはり課題を小さいうちにどんどん摘んでいくような活動を繰り返していくと、8園に増えたことによって出る課題もきっとあると思うんですね。本当に2人体制でいいのかとか、あと対応の仕方も今までどおりの対応が本当にいいのかところもいろいろと検討する材料になると思いますので、ぜひその辺を小さいうちにしっかり皆さんと話し合っていていただいて、よりよい運営ができるように、大変期待ができる事業だと思ってますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長 こども課長。

こども課長 今、おっしゃっていただいたことをいろいろ考えながら、よりよい効果が出るように考えていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今日、マイクいいですね、はい。施策の成果の74ページの在宅高齢者支援タクシー、この数字が、利用者が501人250万円というふうになっております。これは非

常に多く利用されているのでいいなと思って、昨年と比べましたら、昨年は、令和3年度が253人の141万円ということで倍になっているんですね。これはちょっとその辺の中身を分析されたことがありましたら、どういう形でこれだけ倍ぐらいに増えたのか、お聞かせ願いたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 在宅の高齢者の支援タクシー事業でございます。こちらにつきましては、令和4年度につきましては、JR3駅の自宅と駅までの行き来の部分について全額タクシーに関する部分で費用の支援をさせていただく、そういった形でスタートさせていただきました。その部分が大きな要因かと思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 分かりました。これはそうするとあれですか、タクシーですので玄関まで迎えにきて、そして最寄りの駅等を使うという、こういった手厚いサービス、私もこれはいいなと思いますので、今後とも続けて、昨日も、これは課が違いますけれども、公共交通会議がありまして、やはり総体的なそういった幸田町の公共交通についてのまた一つアイデアになるかと思っておりますので、そちらのほうにもぜひ反映させてほしいなというふうに思います。それと、その次の75ページに福祉タクシー、これは昨年とほとんど変わってない、今年が514人に対して昨年は490人ということで、これも利用度としてはどうなんでしょうか、予定よりも計画の何パーセントぐらいの利用なんでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、在宅の高齢者のタクシー事業につきましては、足の確保ということでもございますので、引き続きこのような形をとらせていただきながら、またニーズに合った形で取り組めるように考えていきたいと思っております。

それから、もう一つ、福祉タクシーの料金助成ということで、こちらは障害者の方を対象としたタクシー事業となっております。現状につきましては、利用される方が大体決まってきているのかなというふうに思っています。少なからずとも、タクシーを軸とした移動手段という方が一定数いるというふうに考えております。昨年度からしますと、若干利用者数のほうがまた、昨年は490人ということで少し増えておりますけれども、大体これぐらいの数字で推移していくのではないかなというふうには感じているところでございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 特に福祉、高齢者について手厚い形で上手に運用されるように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、77ページ、子ども会活動事業のほうですけれども、これは子ども会の活動が会員がだんだん減ってるっていうのは、ここ数年そんな問題で毎年私もここでお話をしているような気がするんですけども、生徒数を比べますとほとんど横ばいなんですよ。令和3年が2,919人、令和4年が2,954人、令和5年、今年が2,898人ということでありますけれども、実際に子ども会の会員数は、令和3年が2,046人、令和4年が1,909人と、もう一つ遡って令和元年にいきますと2,348人ということで、令和元年に比べますと、400人ぐらいが減っちゃってるということで、やっぱり子ども会の非常に今は運営の難

しさというのがあるかと思うんですけども、この辺のところはどういう形で捉え、また今後どういう形で子ども会活動を維持していくのか、ちょっと計画あるいは現状のことがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会の会員数が減っているということでの御質問かと思えます。

子ども会の会員数のほうが減っている主な原因としましては、特に親御さんの負担ということがあるのかなとは思っております。それに対しましては、できれば役場のDXに合わせまして、子ども会等にも、先日会議もあったんですけども、オンラインでも参加していただけるような取組も今年度から始めております。また、子ども会のような非営利団体向けのアプリ、ファイル管理機能であったり、行事カレンダー、日程調整機能など備えた誰にでも使えて引き継ぎがスムーズというアプリ等もありますので、そちらの導入を検討していきたいと思っております。また、役場からの依頼のほうも、例えば電子的な電子申請のアンケートを使ってとか、手続や連絡などをなるべくそういった手段にしながら、役員さんの負担を減らしていけるようなことができたらと思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 いずれにしましてもね、私は、子ども会で心配するのは、やはり小さいときには走り回って友達同士でギャーギャーやるのが子どもで、そういったものを経験して大人になっていって、それが生きてくるというふうに私は思っております。そういった面で、少しでも子どもたちが集まってやれる機会というのは多くせないかんと思うし、ただ、その辺で面倒見る親御さんのほうが、いろいろと今は仕事だとか生活の多様化でなかなか難しいという面があるかと思うんですけども、そういった面を含めて、今までの在り方を変えないかんのか、その辺のところを先ほどのネット云々のオンラインでという話もありましたけれども、ただ、親たちはそれでいいですけども、子どもさんが集う、子どもさんが集まってワイワイやるということが子ども会の私は基本じゃないかなというふうに思っておりますので、そういった面で一人でも多くの子どもさんがそういうところに参加できる、参加する機運をつくる何か起爆剤が欲しいなと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会活動ということで、子どもさんがそういう場所に集まっていただくということの重要性というのは、皆さん御理解いただいているんですけども、ただ、役員等の負担がというところでもありますので、なるべく魅力のある子ども会活動ができるようにしていけたらなとは思っております。また、来年度は70周年ということもありますので、今、デンソーの実業団さんにちょっと相談しながら、ソフトボール教室などにプラスしてちょっとアトラクションを入れたようなイベントができて、子どもたちがそういったことに触れながら、子ども会でソフトをやってみたいというような意欲が出てくるようなイベントをやりながら、盛り上げていけたらなと思っております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 ぜひ、その辺のところを来年も含めて考えていただきたいと思います。私もソフトボールをやってまして、子ども会の数が一時は多いときは25チームか26チームあったと思います。今は、今年あたりは10チームぐらいになっちゃって非常にさびしい思いをしていますので、やはり、その辺で面倒を見る親御さんの都合だろうと思いますけれども、そういった面でその辺のところを再度復活して、だんだんとにぎやかになってくれるといいなというふうに思いますので、いろいろなアイデアを出していただいて、一つの先ほど話が出ました70周年というのが起爆剤で、また楽しいねと言ってくれるものをぜひつくっていただきたいと思いますし、私どもも協力せないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、次に移りまして、80ページの児童館管理運営事業で、これは、私はあえてなぜかなと思って話をここで出すのは、利用人数がここに出ていますように、令和4年の横落が1万3,027人、幸田児童館が8,682人、深溝児童館が8,170人、それで多世代交流施設、ほっと館ですね、これが2万6,535人ということで、多世代交流施設が非常に多いわけで、これは新しくいろいろな形で企画されたので、児童館といえども多世代が交流できるということで形が違うのかなと思いますけれども、今、坂崎のほうでも児童館の建設云々で進められてると思うんですけれども、この辺の背景を今後どういう形のこういう交流施設、これは児童館といいながらもやはり地域全体のものを求めるのか、その辺の方針、方向性がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 児童館についての御質問かと思います。

委員がおっしゃいましたように、今、坂崎学区のほうで児童館のほうは計画を進めております。幸田町内、今6学区ありまして、4学区、横落、幸田、深溝、多世代交流ということで豊坂学区に一つずつありますので、今ないのが坂崎学区と幸田学区になってきますので、そちらのほうをまずは順の一つずつ児童館を建設していけるように進めていきたいと考えております。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 私は、あえてちょっとこの問題を聞きましたのは、例えば荻谷小学校ですね。ここには荻谷小学校区は幸田児童館ということで、これは一番初めに幸田町でできたと思うんですけれども、今、荻谷学区に新しく区画整理事業を計画されております。そういった意味で、その後、あとできるまで五、六年ほど、10年ぐらいになると子どもさんがということの問題が出てくると思います。そういった意味において、荻谷学区にもそういった触れ合う場所、触れ合うそういった子どもさんからお年寄りまで、そういったところが必要じゃないかなという声もあります。私も考えてます。そういう意味で、多世代交流施設を参考にさせていただいて、今後のそういった児童館等の在り方等を含めて、地域のこういう交流施設というのはこれからウェートを占めるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういった長い目でいろいろな地区の特色を生かした計画を長い目で見てお願いしたいと思ひまして、ここで触れさせていただきました。これは希望ですので、お伝えして終わります。

次に、施策の成果の97ページ、この中で一つちょっと気になるのは、幸田町魅力発信

業務と、それから幸田町PR広報推進事業と2つ並んでありますけれども、これは私から考えると、中身はほとんど一緒じゃないかな、わざわざ分ける必要があるのかなと思ってしまっていますが、この事業の中身をお聞かせください。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 すみません、幸田町魅力発信業務と幸田町PR広報推進業務の内容についてであると思います。

魅力発信業務につきましては、政策等の情報をそういった雑誌等で全国的に掲載し、本町の取組、ロケツアーに関する情報を雑誌掲載のために委託業務として発注してるものであります。幸田町PR広報推進業務、似たような中身というか言葉にはなりますけれども、このロケツアーのまた今後のPRという面でしていくために、ロケツアーのシンポジウムやワークショップ、さらにはそういったロケのエキストラの登録サイトの構築というところで取り組んだ内容となります。そういった意味では、ちょっと魅力発信というのは実際そういう全国的にそういった幸田町でやったロケツアーに対する情報発信というところで、PR広報の推進業務として実際にそういったシンポジウムを開いて、しっかりとまたPRをしていくための活動の業務を行ったものであります。

以上です。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今の説明もありましたように、なかなかちょっと分けがつかないような形ということであれば、やはり、これは合算、一緒にしちゃって、今言った雑誌等でもロケツアーをPRし、またこっちでもう一つの幸田町PR広報推進のほうでもロケツアーのPRをしてということで、あと、プラスそこにエキストラ云々というのはありましたけれども、そうであれば一つのにして、大きく全体を捉えた形で活動されたほうが宣伝効果もあるし、合理化できていいんじゃないかなと思いますけれども、そういった考えはありませんか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 この施策の成果の捉え方として、そういったPR発信業務としてまとめさせていただくほうがいいのかというふうにも思うところでもありますけれども、この業務の発注としては、雑誌掲載でいうとまた業者等、実際のシンポジウムの運営という形になるとまた業者が違ってくるということで、業務を少し分けて発注をさせていただいてるところがありますので、そういった意味ではちょっとこういった形で上げさせていただいてるという状況ではあります。ただ、事業全体のロケツアーに関する周知、魅力発信、また広報という大きい捉え方の事業のくくりとしてまとめさせていただければということも思っております。ただ、発注形態につきましてはちょっと分けさせていただいているような状況になります。

以上です。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今後もこれはいろいろと続くと思いますので、その辺のところを今後の課題として一度また振り返っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

101ページ、河川改修工事、この河川改修工事で、これは今特に集中豪雨あるいは線状降水帯の関係で、一度雨が降ると本当に想像もつかないような形で豪雨があります。そういった意味で、これは非常に大事なことであると思います。本来であれば、それに合ったインフラを全部整備してくれれば一番理想だと思いますけれども、まだそんなことができる状況じゃないと思いますので、そこで一つお願いですけれども、中小、小さな河川も含めて、川床の草刈りだとかしゅんせつ、これを各年でやったり、いろいろ状況を見とってということでやっておってくれると思うんですけれども、これをやはりもっと頻繁にやって、常に川床、河川のそういった環境をきれいにしておくということをここでお願いしたいと思うんですけれども、そういうことは可能でしょうか。それとも、無理だからというふうになっちゃうのか、こんな状況でありますので、少しでもそういった面の対策をしていくしかないかなと私は思いますので、一つ提案させてもらいますけれども、いかがでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 河川のしゅんせつにつきましては、河川の拡幅と違い用地買収を伴わないものですから、即効性があり、費用的にも改修に比べて有利だと思っております。今後も、都築議員の一般質問にもありましたように、しゅんせつを積極的にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 少しでもそういった川の流れをよく、水の流れをよくするというのが一つの方法だと思うんですけれども、そうしたもう一つは、最近よく出る内水氾濫ということで、雨量があり過ぎるから、マンホール等の容量を越してしまつてあふれてくるということもあります。そういった意味で一つの提案ですけれども、やはり側溝のそういった堆積した土砂の除去とか、やっぱり、そういった面の整備も細かくやっていかないと、そういった水の流れというのは確保できないなというふうに私は思いますけれども、側溝の箇所はべらぼうにたくさんありますので難しいかと思うんですけれども、やはり、これも定期的にきれいにする、土砂を取り除いてくということも、一つのそういった内水氾濫の対策じゃないかと思えますけど、その辺はいかがでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 内水氾濫対策としまして、全ての側溝をやるというのは、議員がおっしゃるとおり、かなりの時間を要しますので、今、土木課のほうでやらせていただいているのは、過去に浸水・冠水がありました、昨年でいうと相見駅の周辺、あちらを業者を入れて清掃させていただきました。また、ちょっと先走りますが、今年度につきましては幸田駅西の辺り、あちらも過去にはゴムボートが出たほどの内水氾濫がありましたので、そちらについても業者を入れてバキュームで土を吸うという委託をさせていただきますので、今後もそういった弱いポイントポイントを先行してやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 今、駅裏の話が出ましたがけれども、幸田駅の西側の広田川、これは右岸で

すかね、木を切って、それからまた竹も切ってもらってきれいにして、やはり、あれはすごく大きい、川の流れがよくなったなと思います。私もよかったなと。ただ、今度は逆に、土手のほうが削れちゃって、そちらのほうが心配になるぐらい。そういった面で、それでもあそこは6月2日のときはあふれましたかね。ですから、そういった面で少しでもそういった環境の整備というのは、今後も気をつけてお願いしておきたいと思います。

次に移ります。いいですか。

あと、今度は議案説明会資料の27ページ、大草広野地区の福祉施設推進構想のことで、これも昨年度からいろいろとテーマが出てきまして、今、生きがいセンターが令和7年度の4月から移転ですか、という形で動いております。その後、実際にその後の土地を求めて、その一帯を福祉ゾーンにするということで、実際に土地が求められたのかどうか、その辺のところをまずお聞きいたします。

委員長 土木課長。

土木課長 先ほどの広田川の護岸が崩れた件につきましては、ただいま愛知県のほうで災害復旧ということで工事をやっています。また、それに併せて、堤防の舗装も併せてやっていただけるってことで、より強固な堤防ができるかと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 福祉課長

福祉課長 大草広野地区の福祉施策推進構想に関することでございます。こちらに関しましては、昨年、大草広野地区の用地一帯を買収のほうをさせていただきました。その後、周辺の土地に関しましては、道路の用地取得に合わせて一体的な土地の売買が可能かどうかというところを、地権者の方にお問合せをさせていただいている状況でございます。

委員長 12番、稲吉君。

12番稲吉照夫君 これは、私のほうは今回またお願いで終わりますけれども、後のいろいろな構想は議会としてもやはり非常に関心の高いテーマでありますし、そういった面で早め早めの計画等を、やはり議会を含めていろいろな形で審議していただいて進める方向を私はお願いしたいなと思います。そういった面で、今、特に多世代の交流施設が必要だとか、中学生等の子どもさんの居場所の問題もありますし、いろいろな幅広いものが考えられる場所として、本当に幸田町にはなくてはならん大きな施設になるんじゃないかなというふうに想像できます。そういった意味で、いろいろな知恵を借りて、いろいろな知恵を出し合って完成する一つの大きな事業だと私は思いますので、その辺のところを早め早めの情報交換をさせていただくということをお願いして、質問を終わります。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。こちらの構想につきましては、まずは現在の横落にありますシルバー人材センターの移転というところからスタートさせていただきたいと思います。構想のイメージ図につきましては、2月の協議会に出させていただいたところですが、将来的なところを含めて、現在の進捗状況について、この11月の協議会でも少し報告のほうをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 成果の説明書の72ページをお願いします。

長嶺福祉医療ゾーンについてお尋ねしたいというふうに思います。

その後、長嶺福祉医療ゾーン構想であります、今現在、公募をかけられているということでもありますけれども、今の進捗状況について伺いたいというふうに思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 長嶺北部地区の福祉医療ゾーンの進捗状況でございます。こちらにつきましては、長嶺北部の地域につきまして、介護老人保健施設と障害者支援施設、こちらの2つの施設を誘致していこうというような内容となっております。現状につきましては、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、ここの老健の事業者について、9月1日から公募のほうをかけさせていただいております。募集要項のほうを公表させていただきました。こちらにつきましては数件のお問合せをいただいているというような状況でございます。

それから、今年度の予算の中で用地買収費をつけていただいております。こちらにつきましても、地権者全部で34名の方に対しまして、32件の方から同意が得られているというような状況でございます。

これから、そういった用地の確保があらかた見込みが立ちましたので、これから基本設計に基づいた実施設計を進めていくというような状況でございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この長嶺北部福祉医療ゾーン構想につきましては、場所の見直し等も求めてきたところでございますけれども、ここを改めることなく推進をしていくという形の中で、今現在、老健施設の公募、そして用地買収に向けて行われていくということがあります。そこで、お伺いしたいわけでありまして、この見通しですね。ここのこれから実施設計に入って、そして、事業がそれぞれ建設に向けて行われるわけでありまして、愛厚の藤川の里、ここでの時間的な見通しといいますか、その移転ということにつきましてはどのような計画になっているのかお尋ねしたいということと、それから、これから介護保険事業計画も第9期に向けて策定を進められているところでありますけれども、その中での負担増、こういうことも考えられるわけでありまして、そうした点におきましてのそれぞれの見通しやあるいは計画、この辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、最初の愛厚藤川の里の移転に関する部分での時間的な見通しという部分でございます。こちらにつきましても、今年度の当初に愛知県厚生事業団のほうと意見交換のほうをさせていただきまして、今年度の取組について確認をさせていただいたところでございます。やはり、大きな部分としまして、介護老人保健施設と併せて開発のほうを進めていくということがございましたので、今年度のスケジュール感というところ

を大きく確認させていただきました。特に、こちらは今年度まず老健の事業者を決めていくというところが基本的なところになってくるということで、双方の認識を確認したところでございます。用地に関する予算もついたということでございましたので、こちらについて、まず確保に向けて進めていくということで、これであらかたの状況確認ができてきましたので、さらに次の実施設計に併せた、今度は愛知県厚生事業団のほうで建てる建物の基本的な設計に入っていただくような準備をお願いしたところでございます。以前もありましたけれども、施設の将来的な竣工というんですかね、開所というんですかね、につきまして令和10年度ということの一つ目標にしておりますので、そちらのほうも認識を合わさせていただきましたところであります。

もう1点、介護計画に関する部分、老健の設置に関する部分で負担増になるのではということでもありますけれども、現在、9期計画につきましては、来年度から9期計画になりますので、そういった見込み量、全般の見込み量も含めまして保険料の負担の金額の設定ということについてはこれからの作業になってまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 長嶺福祉医療ゾーン構想につきましては、あそこに墓地があるわけですね。墓地を外しての構想、計画づくりになっているわけですが、やはり、挟んでの墓地があるということは、一つ将来的にはそこがネックになるんじゃないかなと思うわけであります。これは大草の丸山においての墓地が残っている、こういう中でそのままになってきているわけでもありますけれども、構想の中に一つ残っているということは、やはり、これを一つは外して考えていく、そして墓地の移転ということも併せて本来は考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけであります。用地買収に当たっては、34人の地権者のうち32件が同意をされたということで進められているわけですが、とりわけこれは墓地を外してありますので、その辺のところでは後々将来に禍根を残さないように、私はこの墓地の移転も含めて、これから考えていかなければならないというふうに思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今回、開発エリアの中に墓地があるということで、こちらにつきましてはエリアからは外しているわけなんですけれども、地元の方とはこちらについても議論のほうはさせていただいたところであります。移転に関するような話題も出ましたが、まずは、そこで先祖代々守ってきたお墓でもあるということで、これまでの協議の中では、そのまま残させていただくというような形で現在の計画をさせていただいているところであります。今後につきまして、地元とのお墓を管理される地域の方等につきましては、そのお墓にいつでも行けるような形をとっていただきたいということで、あまり奥にはしてほしくないなというような意見も頂いておりますので、そういったところは、これからの設計の中で工夫のほうをしてまいりたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 確かに墓地の移転というのはなかなか難しい、ですので、大草、丸山のように残っているわけであります。けれども、将来的にいろいろと、今は墓地の在

り方も変わってきておりますし、また同時に高齢化と合わせて、そうした地形の中でやはり利便性ということも考えても結構な坂もあるわけでございますので、そうした点での墓地に行きやすい、そういうところも示しながら、やはり長い目で見た場合に構想の中から外していく、そういうような取組を求めるものでありますけれども、ぜひ、その辺のところも考えながらやっていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、74ページでございます。シルバー人材センターについてお伺いをしたいというふうに思います。

今年10月からインボイス制度が始まるわけでありまして、シルバー人材センターから会員さんのインボイス制度に伴って、そうしたシルバーの運営についても厳しくなるというようなことが言われてきている中で、この辺の取組が今どうなっているのかということでありまして、その点についてお伺いしたいと思っております。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず長嶺地区の墓地に関しましては、将来的な目で言っていることでございまして、けれども、まずもって今ある現在の計画について進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目になります。シルバー人材センターのインボイスについての部分であります。こちらにつきましても昨年度からこの話題のほうが出ておりまして、団体からの要望等の中に関しまして、この取組に対して対応をとということでお聞きはしております。これで、いよいよ10月からスタートするというわけですが、なかなか国の施策的なところで進める中で、幸田町のみではなかなか難しいという中で、当然、全国的なシルバー人材センターとしても声を上げてらっしゃるということは確認しておりますが、これを変えることは難しいということで、現状においては会員さんというよりも、シルバー人材センターへの委託をかける中での費用の中にインボイス分も含めているということで確認はしております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 シルバー人材センターの会員さんにつきましては、個人事業主という形の中で、これからインボイス制度が適用されてくるというようなことになるわけでありまして、そうしますと、さらに会員さん不足というようなことになり得る可能性もあるわけですので、そうした点においてまたシルバー人材センターの運営にも関わってくる、こうした問題もあるわけです。ですので、国の制度、本来ならインボイス制度は中止をする、そういうスタンスに立つわけでありまして、しかしながら、今、国のほうでは粛々と進められている、こういう状況の中でもう差し迫った問題であります。そして、来年度予算に向けて、やはりシルバー人材センターが継続をしていく、そういう中で、そして会員さんも守っていく、その立場に立ったときにどういうふうに対応していくのかということでありますので、その辺のところを町としてもきちんと考えていくべきではなかろうかと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターの会員を確保することは大変だということはお聞きしております。町としまして、広報等を使いまして人材確保というところについては協力さ

せていただいているところでございます。このインボイスに関する部分に限らず、そういったところでは支援させていただきたいというふうに考えておりますけれども、この部分に関しましては、またこれから次年度への要望会等を予定しておりますので、しっかりと議論のほうをさせていただきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ぜひ、このインボイス制度、本来であれば幸田町にも大きな影響もございます。この制度が適用されていきますと、やはり会員さんの収入も減ってしまう。それから、請負もできなくなってしまう、このようなことにもなりかねません。ぜひ、そうした点での支援というのを考えていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、73ページの福祉医療についてお尋ねしたいと思います。

今年1月から子どもの通院医療費無料化が高校3年生まで適用されてきたわけですが、この決算の中で3カ月導入をされて、この医療費がどれぐらい変わったのかお尋ねしたいというふうに思います。予算の中ではいろいろと出ておりましたけれども、実際に決算を打った関係で、どれぐらいの費用負担となったのかお尋ねしたいというふうに思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 令和5年1月から開始いたしました子ども医療費、高校生通院分の費用について御質問をいただきました。

こちらは、例えば1月に診療すると、2カ月後にその費用の支払いがありますので、令和4年度としては、令和5年1月診療分の費用のみとなります。こちらの件数なんですけれども、831件、給付額といたしましては195万7,583円、以上が実績となります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 1月分で831件ということで、冬場かということもありますけれども、本当にこうした18歳までの医療費無料化・通院無料化につきましては誇れる施策であり、そして、何よりも子育て世帯に喜ばれているものでありまして評価をするものであります。

次に、80ページなんですけど、お伺いしたいと思います。児童クラブの件であります。

児童クラブの消耗品費の管理について、この9月議会の中で監査の対象となったことで意見が付されております。それは、幸田小学校それから中央小学校においての児童クラブ室について、備品管理において台帳と現物の照合作業が昨年度は実施されていなかったと、このように意見が付されているわけでありまして、その中で毎年実施されるように努められたいとなっておりますが、この辺のところは、やはりきちんと台帳管理をしていくべきではないかなというふうに思うんですが、その点、監査の中で指摘があった事項については改められたかどうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 監査での児童クラブの備品台帳管理についての御指摘かと思います。

備品台帳の管理につきましては、監査のほうから御指摘いただきまして、今年度、少しずつではありますが今進めておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 これは少しずつ進められているということでありますけれども、この監査した結果が2つの児童クラブになっているわけでありますけれども、残る4小学校区においてはどうだったのか、その点において、やはりきちんとやるべきだというふうに思うんですけれども、一度その辺のところは確認をお願いしたいというふうに思います。

委員長 こども課長。

こども課長 ほかの4クラブにつきましても確認をして進めさせていただきたい、確認したいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 確認したいということなんですけれども、やっぱり、2カ所の児童クラブで指摘があったということは、やはり全小学校区において、そうしたものがうやむやになってきているというふうに考えられるわけでありますので、そうした点ではやっぱりきちんとやっていただきたいというふうに思います。その辺のところは、監査の指摘が曖昧になってしまうと思いますので、いかがかということであります。よろしく願いしたいと思います。

次に、75ページの生きがいデイサービスについてお尋ねしたいと思います。

幸田町におきましては、老人福祉センターの中におきまして生きがいデイサービスを実施をしているわけであります。今、コロナ禍において、高齢者のいろいろとひきこもり等も出てきているということで、やはり、もう少し外に出られるようにしていただきたいという、こういう要望があるわけでございますが、要支援でなくても幸田町のこの生きがいデイで高齢者が外に出られるように、そういう取組というのはできないかということでありますけれども、いかがでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 備品の管理につきましては、監査委員さん、委員の御指摘を受け止めまして、しっかりやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 福祉課長

福祉課長 老人福祉センターの中にあります高齢者デイサービスに関する内容でございます。

こちらにつきましては、老人福祉センターで介護予防を目的に実施している高齢者の生きがいデイサービスということでございます。こちらの利用者につきましては、介護保険の非該当の事業になりますので、介護保険の介護認定、要支援の認定がなくても利用することができますので、こういったところに足を運んでいただければというふうには考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この介護サービスの認定を受けなくても、生きがいデイについては利用できるということがあるわけですので、そうした点におきまして、やはり利用者の掘り起こし、こういうことも例えば民生委員さんを通じるとか、そうした点においてのひきこもりをなくしていく、介護予防、フレイルをなくしていく、そういう取組というのが必要ではなかろうかというふうに思うわけであります。ですので、もう少しPRをしながら、ぜひやっていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、この辺についてはいかがでしょうかということであります。

委員長 福祉課長。

福祉課長 生きがいデイサービスにつきましても、1日の最大が12人というような形で設定のほうはさせていただいております。先ほどひきこもり防止、またフレイル予防ということもございます。これは大きな課題でございますので、先ほど民生委員さん等を通じてということもありましたけれども、地域でいきますと、今回、包括支援センターのほうも3地区配置のほうをさせていただきました。そういったところからこのサービスにつなげられるような形でまたPRをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 このデイサービスの利用状況を見ますと、1日平均4.8人という中で、私も何度か見させていただいておりますけれども、やはり人数がなかなか満杯にならないという中で、やはり改善が必要かというふうに思いますし、また同時に、PRも大事ではないかなというふうに思うわけでありまして。とりわけ男性の方が少ないわけでありまして、その辺のところももう少し上手に利用ができるように、せつかくあるこの生きがいデイサービス、ほかにはあまりありません、よその自治体にはないものでありますので、そうした点におきまして十分PRをしながら活用していくべきではないかと思っております。とりわけ、これから高齢化がどんどん進んでくると、そうした介護予防、元気に年をとっても過ごす、その一つの手段でありますので、ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 確かに利用の状況を見てみると、なかなかいっぱいになっていないということと、女性が多いということは確認をしております。ここに出て食事をしながら楽しむということも、ここにお集まりの方の生きがいというか楽しみになってることも聞いております。今後、そういった利用の枠、またこれは送迎のあるサービスにもなっておりますので、出やすい環境であること、また老人福祉センターとそれぞれの民生委員さんとか、地域包括支援センターの職員もちょっと連携させていただきながら、こういった情報のほうをPRさせていただきたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ぜひ、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

次に、子ども会の活動についてお尋ねしたいと思います。ページ数は、77ページでございます。

先ほどは稲吉議員からあったわけでありましてけれども、私は、子ども会の活動費の補助額の引上げ、これについて質問したいと思います。

以前にもずっとこの引上げを求めてきておりますけれども、子ども会の活動費の補助、これが引き上げられたのは何年前なのか、まずこのことから伺いたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会の補助金の件の御質問かと思っております。

以前上げたのは、30年に人数割を50円上げたという認識でおります。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 子ども会の活動におきましては、年々本当に参加が減ってきているわけでありまして、また同時に廃品回収事業、これも減ってきております。ですので、そうした点で活動費が本当に少ないと、値上げをせざるを得ないという状況の中で今現在運営をしているというふうに思っております。子ども会の活動費を引き上げていただいた、これは子ども会の方から要望を出していただいて、そして、それに町が応えてくれたことでありますので、この辺は、やはりあの時代からずっともう深刻になってきているわけですね。そして、またコロナがあって、それ以上にもう意識も変わって、そして参加が少なくなっている。こういう状況の中で、先ほどは子ども会等の支援を取り組んでいくということでありましたが、支援も取り組む、これも大事かというふうに思うんですが、まずはやはり活動費も必要ではないかというふうに思いますので、ぜひこの辺のところの引上げをお願いするものであります。それでないと、なかなか活動が制限されてしまうという状況の中で、保護者にしますと、今度は子ども会の会費を上げると辞めますと、こういうことが出てくるわけですね。ですので、その辺はもう少し活動費の支援をお願いしたいというふうに思うんですが、そうした考えがあるかないかをお伺いしたいと思います。

委員長 こども課長。

こども課長 子ども会への補助金につきましては、委員がおっしゃったように、子ども会の方々の声をよく聞きながら、実情もよく把握しながら、その上で検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 子ども会の活動費の助成は、やはり、これは避けて通れない問題であります。やはり、今の子育て世帯の方は、50円でも100円でも上げるとするのは本当に嫌がる、嫌がるといいますか、それが一つのきっかけとなって辞めますと、こういうようなことにつながっていくわけでありまして。ですので、その辺のところを十分考えていただきながら実情を調べ、そして、引上げをお願いしたいというふうに思います。

よろしいですかね、続けていきますが、次に、89ページでございます。地下水汚染についてお伺いをしたいというふうに思います。

幸田町では、公害調査事業で環境測定の中で地下水調査をしております、これは1回を12カ所行っているわけでありまして、県が行った地下水調査の中で、この令和4年度に行った中でP F A Sが幸田町で出たということで報道もされております。そうしまして当局に確認をいたしましたら、県がその場所を教えていただけないし、なかなか個人情報もあるからというようなので応じていただけなかったということでもあります。そこで、P F A Sの検査する機器、これがなかなかないわけでありまして、実際に幸田町で地下水汚染があったということが明らかになってきているわけですので、これをどうするのかと。やはり、原因を本来なら追及すべきじゃなかろうかなというふうに思うんですが、再度県に公表を求める、こういうことができるかどうかお尋ねしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 このP F A Sにつきましては、令和3年度愛知県公共用水域及び地下水の調査における井戸水、地下水の調査結果として公表されたものであると認識しております。基本的にこの検査地点を限定するということにつきまして、県のほうでもそれは明らかにしないというふうにされていて、確認することはもちろんやぶさかではございませんけれども、それにはやっぱり意味がありまして、限定することで大きな影響がその土地についてですとか、地域の何ていいますか、必要以上の不安ですとかをあおるようなことになるということからか、基本的に具体的な地点はお示しいただけない、示さないという方針を聞いておりますので、その点についてはちょっと難しいかなというふうに認識しております。

以上です。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 P F A Sにつきましては、自然界にないものであります。有機フッ素化合物ということで、これが人体に入りますと、発がん性があったりとかいろいろな症状が出てくるといわけであります。公表された中での芦谷においての一般飲用につきましては、この基準値29ナノグラムだったわけでありまして、基準値が50ナノグラム、それ以下になってきてはいるものの、やはり、この50ナノグラムは、これは暫定の基準値でありますので、これが将来にわたってどうかというと、全くそのことが治験されていないわけでありますので、です、やはり幸田町において、この地下水でP F A Sが検出されたということは、どこまで汚染されているのか、そしてどういう影響があるのか、また例えば畑とか、田んぼとか、そういうところまで影響するようであるならば、これが人体に入る確率というのもし出てくる可能性もあるわけです。です、県がやらないのならば、きちんと町としてやるべきだと私は思うわけでありまして、残念ながら、この検査機器があまりないということのようではありますが、町としてこの地下水調査、この中にP F A Sの検査をやるのか、やらないのか。その点について、私はやるべきだと思いますが、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 P F A Sの検査を実施するか、してはいかがかという御質問であります。

本件につきましては、現時点で委員がおっしゃられるとおり、この法的に定められた検査項目に入っていないのでありますが、確かに健康被害等につきましての一定の指針が出されておるわけでありまして、本町といたしましては、その暫定指針値の50ナノグラムパーリットル以下であることと、国の動きといたしましても、環境省でP F A Sに対する総合戦略検討専門家会議を設置して、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集評価を行っているという現状がありまして、先ほどの県のほうでも、実際に出ているが、周辺の実態調査をするというふうな方針は、先ほどの聞き取りの中でも確認しておるわけでありまして、つきましては町として独自でこれをやるというよりは、国それから県の出していただける情報、それから近隣市町村の動きなども見まして、今後対応を検討させていただくというところをお願いしたいと思います。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 P F A Sにつきましては、いろいろな業種の中で検出をされてきており

まして、愛知県全体の中でもいろいろな河川への影響があったり、あるいは地下水への影響があったりとかいうことで出てきているわけではありますが、とりわけ一般飲用として地下水を使っている、いわゆる井戸水ですね、そこで基準値以下とはいふものの、その基準値の半分よりもさらに上の部分が幸田町で検出をされております。だから、これはほかにも影響があるかもしれない。そういうことが全く分からないまま放置していいのかという問題でありますので、その辺はほかの自治体でも出ておりますし、また、とりわけ大変なことになっているのが豊山町や北名古屋市であります。ここはもう本当に水道水への影響ということで健康被害、こういう調査もしながら、検査もしながら、今具体的に動いている地域でございますけれども、幸田町では29ナノグラムということで少ない値ではありますが、やはり、1カ所の調査だけありますので、その辺のところをもう少しどの程度まで及んでいるのか、そして、その改善を求める、そういう計画を持ってやっていくべきではなかろうかなと思うわけであります。その辺を、やはり再度答弁をいただきたいし、そんな消極的な態度では町民の健康を守るのかと言いたいわけでありますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長 環境課長。

環境課長 この検査の件であります、やはり先ほど申し上げましたとおり、基準値以下であることもそうですけれども、PFASによる健康被害につきましては、これまで国の中でもPFASの摂取が主要因・原因とした個人の健康被害の発生の事例は確認されていないという状況にあります。まだ、PFAS自体の健康への影響というのは、確定的な知見が示されていないという状況が国際的にあるものでして、それを幸田町が先んじて実施していくというのは、一定の成果といいますか、取組の効果があるとは思いますが、ただ現時点で、本当に大きなこれは問題でありますので、私ども幸田町を取組としては、やはり国、県、それから近隣市町、それからそうした世の中の状況等をしっかり見据えて、今後の対応を考えさせていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町の地下水調査、これが行われてきた経過というのは、37年前に、これはテトラクロロエチレンによる汚染ということで、その汚染によっていち早く側溝の整備とか、いろいろな水道管の埋設とかをやりながら、また全員の健康被害の調査とか、そういうことをやってきて、そして、テトラクロロエチレンによる汚染の経過を見るということでずっとこれをやっているわけであります。この井戸水の調査、地下水の調査、これは何かあったときに例えば活用する、災害があったときに活用をしていくと、こういうことでも井戸水の所有者とも連携をしながら、これは協力井戸ということで行われているわけであります。ですので、そうした観点からも、やはり、この地下水というのは大事にしていかなければならないわけであります。そうした意味で、テトラクロロエチレンの対応のこれを教訓にして、やはり、今回のPFASもきちんと対応していくべきではないかなというふうに思うわけであります。一幸田町だけではなかなか難しい問題、これはよく分かっております。けれども、この町内においての汚染があったということであるならば、実態をやっぱり調べるべきだと思うわけでありまして、そうし

た点で、例えば幸田町独自でできない場合がありますと、近隣でも地下水、碧南市でも出ております、そういうところと協力をしながらやっていく、そういうスタンスにも立つべきではなかろうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 非常に難しい問題であります。確かにその物質が出ているという事実はあるわけでありまして、しかしながら、その基準値、暫定的な基準値以下、暫定的ということで正式な基準値でないということもありまして、あくまでも暫定目標値というところであろうかと思えます。そうした意味からも、町の数値は目標値よりも下であるという前提、それから、やはり何といたっても場所の特定、ざっと芦谷という地区名が出てはいますけれども、非常に特定ができてないということもありまして、全町でばっと検査したらどうかということにもつながるのかもしれませんが、それはなかなか難しい。そういった意味では、先ほど申し上げました、直接的な健康被害も確認されていない状況であります。なかなか公表されてないこともありますし、健康被害を特定することも、調査することも、現状確認をすることもなかなか難しい。難しいのでやらないというよりは、やはり、そういった全国的な流れ、国の実施する状況等をしっかり国県で把握しつつ、こちらの件につきましては、そういうふうな見方をしていきたいと。実際に町のほうで検査項目に入れるってことは現在のところ考えておりませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 県が調査をしたのを、やみくもにやったわけじゃないというふうに思うんですね。ですから、この場所が特定はできないものの、しかしながら芦谷ということで出ている。県が調査をした、意図的にやっぱり調査をしているわけですよ、これはね。ですので、検出されるであろうというような想定をしながら、やはり、そうした特定の場所というのがあるんじゃないかなというふうに私は想定するわけなんですけれども、ですので、その辺において、もしも県にきちんともう少し丁寧に対応していただきたいということで、再度やっぱり私は要求すべきだというふうに思います。町でできないならば、再度町県に要求をしていく、その考えに立たれるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

それで、次に移りたいというふうに思います。

委員長 丸山委員に申し上げます。ここで、ちょっと答弁だけお願いします。

環境課長。

環境課長 この点につきまして、先ほど申し上げましたとおり、国県の動きを確認しながら、特に県の調査は実施されているわけでありまして、この点の詳細等の確認を含めてこちらの要望、さっき委員に御意見いただきました内容等を含めまして、県との調整といいますか、要望も上げさせていただきたいと思います。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前11時48分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 別冊の4、5と、あと議案説明資料の9ページあたりのお話をさせていただきます。特にシルバー人材センターとシルバーサポートセンターについてちょっと確認と要望したいなと思い考えておりますので、よろしくお願いいたします。

幸田町シルバー人材センターの取組は、三河湾ネットとか、あと実際にセンターでのお話を聞くなどして、いろいろ多くの高齢者の方々が元気に活躍しており、非常に私も見ていて、生き生きしているなということを感じておる次第であります。

シルバー人材センターの会員、入会人員を見ると、定年延長のせいか、人数も65歳以下は非常に少ないなというところが感じられるかと思えますけれども、これが、今後、定年65歳を迎えると、増えていけばというようなことも多少推察しておりますけれども、若干不透明なところがあるかと思えますけれども、実際のところシルバー人材センターとして、会員確保目標とかはどのぐらい程度考えておられるのかなということをちょっと確認したいなと思えます。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターのほうの会員確保というところでございます。前年度から比較しますと、前年度が入会が46人ということで、年度末会員ですね、ごめんなさい、令和4年度が355人、また前年度は349人ですので、この3年度から4年度にかけては6人の増ということで決算書類のほうからは確認をしております。目標ですけれども、こちらのほうにつきましては、ちょっとこれは確認させていただきたいと思えます。ちょっとお時間をください。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。また、後ほどお願いします。

私の家の近くの中央公園を毎日散歩しながら、会員の方に御苦労さまですというような声をかけますと、非常に大きな声でまた返事が返ってきますけれども、非常に前向きに一生懸命仕事をしておられるんですけれども、ここ本当に近年は猛暑の中でいろいろ草刈・芝刈り、いろいろやっておられると思えますけれども、非常にこういった会員の方々が暑い中で仕事やって、やっぱり耐えられないというふうに見受けられるところもありますね、見ています。そういったところでの働き方を改善などできているのかなというところですね。それと日よけのために麦わら帽子を支給するなどとかいうようなところ、あと給水、休憩などの体調管理などをしていただけるかなというところですね。こういうような働き方の改善をしていかないと、こういった会員数も減っていく可能性も大かなというふうに考えておりますけれども、今の65歳から79歳が、このデータを見ると主力で頑張っていますが、こういった人たちの管理をしていただきまして、今後、多くの会員が増えればと思っております。

私が望むのは、やっぱりこれから後期高齢社会、それで定年を迎えた方がこれからどんどんどんどん増えていくと思えますので、そういった人たちのステージというものをやっぱり広げていかなければいけないのかなということを私は感じております。特に、

今、市街化調整区域においては、若い人もやっぱり新興住宅が進まないもんですから、ああいうところは、少なく、後期高齢者が増えて、区内の公共の場所の山林保全、草刈りなどは大変苦勞されているのが現実だと思います。美しい幸田町内の里山保全管理ができなくなってきている中で、特に皆さんも知っておるかと思いますが、萩区の貴嶺宮周辺ですね。あの辺は非常に多くの方々が県外からも来て、いろいろ散策されておりますけれども、平成27年あたりまで、たしか私の聞くところですと、萩区のほうで行政の補助を受けながら、こういった保全管理をしていたというふうに聞いておりますけれども、今現時点で非常に高齢化が進んで、もうやれないぞというようなお話も聞いております。それを一旦町に返しまして、現在に至ってるかと思いますが、そういった中で最近やっぱりそういった草刈りが、非常に草の伸びるのも非常に早くなってきておりまして、貴嶺宮辺り周辺を見ると、草がぼうぼうですよ。非常に来ておられる方もなんじゃこりゃというような声も聞きました。そういったことで、これからそういったあの辺周辺の幸田町が目玉となる場所でもありますので、今後そういったシルバー人材センターの方々の人材を増やしつつ、そういったステージもそういったところへ持って行って、ああいった貴嶺宮の辺りの清掃、いろいろなことができるといいかなと思ひまして。これは萩区だけの貴嶺宮だけじゃなくて、幸田町全体が、やっぱりこれから後期高齢化を迎えていくと、そういうことに参加できない人たちも増えてくると思いますので、今後そういったシルバー人材センターの人たちも、会員の人たちにもお手伝いいただきながら、ちょっと考えていただけないかなということを考えておりますけど、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず先ほどお答えできませんでした、シルバーの会員の目標値というところでございます。388人ということで、第2次事業の推進5カ年計画の中で388人ということで目標のほうを立てておられます。

それで、シルバー人材センターの方の会員の方の、今、お話いただきました中央公園の管理業務中の暑さ対策ということで、帽子の提供とか給水などの働き方についての部分のお話でしたけれども、こちらに関しましては、それぞれの会員様が働く場所での職場環境の改善、また、それに適した対策というところに関しましては、シルバー人材センターともお話をさせていただきながら努めていただきたいということをお願いしています。また、シルバー人材センターとしても課題としているようなところでございます。

後段の例として挙げていただきました貴嶺宮周辺の環境整備についてでございます。こちらにつきましては、以前は、地元区の萩区等で管理をされていたというのは、私も以前担当しておりましたときに承知をさせていただいております。その後、なかなか管理が大変だということで、町のほうでという中でお話があった際に、シルバー人材センターという話題も少し出たのかなというふうには思っております。その後、今現在どういような形になっているか分かりませんが、そういったところの管理につきまして、会員さんの許される範囲、また受注として受けられる範囲で対応できるようになるといいのかなということでは思っております。

委員長 5番、長谷川君。

5 番長谷川 進君 ありがとうございます。こういった高齢化が進んでいく中で、行政がやっぱり積極的に取り組んでいただけないと、ああいったところの目玉の場所が失われていくことも目に見えてあるのではないかなというふうに思っておりますので、その辺をよく検討いただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、ちょっと確認ですけれども、シルバー人材センターともともとシルバーサポートセンターというのが2つあって、町民の皆さんはシルバー人材センターとシルバーサポートセンターの違いが何かということがあまりイメージがつかめてないんです。私は、立ち上がるときの経緯もいろいろ聞いてはおりますけれども、そういった意味で、いろいろホームページだとか、もういろいろなものに対しての対比する話でね、もうちょっと具体化していかないと、実際シルバー人材センターに勤めたい、会員になりたい人と、サポートセンターのほうに行くのかとかいう話も出ておりますので、その辺をこれからシルバー人材センターに向けてしていかないと、ちょっと勘違いされるといけませんので、ちょっとそこを配慮いただきたいなというふうに考えております。

もう一つ、シルバーサポートセンターとシルバー人材センターが、何かかぶってるような仕事というのは考えられますか。よく町民の人がかぶってると言われるんですけど、私もそれとなく雰囲気感じるんですけど、どうでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シルバー人材センターとシニア・シルバー世代サポートセンターがいまいち分かりづらいというところでございます。やはり、同じシルバーということと働くというテーマが近いところがあるので、そういうふうになるのかなというふうには思っております。私の考え方としては、シルバー人材センターは、そのセンターに会員登録することによって、シルバー人材センターが受けた仕事を会員さんたちに提供する、やっていただくというような体型で、シニア・シルバー世代サポートセンターは、これからいろいろと企業に入って働きたい、就業したいというような方を紹介して、実際に働いた会社から働いた分のお金を頂くというような違いが一番分かりがいいのかなというふうには思っております。そういった形で、具体的にそういったところの違いが分かりやすいようにというのは、これからも努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、後段のかぶっている仕事というところで、すみません、今すぐということで私自身思い浮かびませんでしたので、申し訳ございません。

委員長 5 番、長谷川君。

5 番長谷川 進君 ありがとうございます。なかなか、私も意地悪な質問をしちゃって申し訳ないんですけど、いろいろな行政の方に聞いても、なかなかはっきりした返事が返ってこないというのが現実かなというのを、私は思っております。言いつらい部分もあるかと思いますが、なぜこんなことを私が聞くかというと、シルバーサポートセンターは、当初、私の知る限りでは、今言われたように退職した人、シルバー人材センターは企業でいうと技能系の関係かなという感じで、シルバーサポートセンターは技術屋さんというようなイメージで私は最初捉えたり、行政の方からもちょっとそんな雰囲気のことを聞かされたんですけども、実際に技術屋さんをハローワークのように就労させていただくというような話があったんですけど、実際のところ、今、令和2年から始ま

ったんですよね、2、3、4、5と4年たったと思うんですけど、実際の成果として、どのぐらいの人数を就労させたのかなというところをお伺いしたいんですけど。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シニア・シルバー世代サポートセンターの就業実績ということでございます。令和2年度につきましては、新規就業ということで8人、ごめんなさい、こちらは目標値ですね、実績につきましては12人、令和3年度につきましては21人、令和4年度につきましては42人ということで確認をしております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。この12人、21人、42人というのが、この4年間で、本当にこれを自分たちが掲げている目標でやってきてる数字なのかというのがちょっとよく理解できない部分ですけども、お隣の岡崎のハローワークなんかに行くと物すごい人が毎日ひしめき合って、そういったハローワークでの相談事をやっていると思うんですけど、実際にシルバーサポートセンターの中でのそういった技術屋さん、ハローワークの仕事が本当に活発化されてるのかな、本来の目的を言われて聞いとったあれとね、それだけ活発にしているのかなというところが感じ取れないんですよね。もう一方、言わせてもらおうと、それがやっぱり相談に来る人たちが少ないがために、今いろいろな仕事に取り組んでおりますね。時代の流れでいろいろな仕事に取り組むというのは絶対にあると思うんですけども、先ほど言ったシルバー人材センターの高齢者の人たちを入れて、いろいろ仕事をするだとかいうようなかぶる部分の話もちょっと聞いてはいるんですけども、それで、いろいろなところでもう一方では、ものづくり研究センターのサイエンスコミュニティみたいなことも一部やっておられるようなこともちょっと確認はしておるんですけども、非常に当初の私が思っていたシルバーサポートセンターのイメージがちょっと大分崩れてきているんですけども、そういったことで、非常にあそこのセンターの仕事の目的というものが、ちょっと私の中では不透明なところがあるんじゃないかなというふうに感じられるんですけども、いかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 シニア・シルバー世代サポートセンターの当初の目的と今の活動に関する相違点に関する御質問かと思えます。

シニア・シルバー世代サポートセンターにつきまして福祉課で所管させていただいているわけなんですけれども、もともとにつきましては、55歳以上のシニア・シルバー世代の方々が生きがいを持って働くことによつての生きがいづくり、また健康づくり、フレイル予防、そういったところに関する部分でのスタートが大きかったかなというふうに思っております。その中において、どのようなフィールド等を持って、その方々にいかに生きがいを持って暮らしていただきながら、健康寿命を延ばしていただき、介護予防等につなげていくというようなところで一番大きく関わっているのかなというふうには思っております。

その中で、当初の活発化されているかということに関しましてですけども、私も福祉課長のほうに今年度から就きまして、実際の状況等を確認させていただいておりますけれども、広報だとかチラシ等を配らせていただく中で、幸田町の中でこういう就業の

相談ができる場所があるというような形で御相談をいただいているというような実績はつかんでおります。岡崎市のハローワークがどの程度たくさん見える、もともと人口規模も全体的に多いところであるので、そういった方々が多く集まる場所かとは思いますが、すけれども、どちらかというと今現在いろいろ見ておりますと、これから先退職予定なんだけど、そこから先また働く場所を見つけておきたいんだというような御相談、また登録というような形で連絡を入れていられているというようなケースを見ております。

今現在、シルバーの人を取り込みながらというところにつきまして、ちょっと詳細まで確認はしておりませんが、同じ世代の方々がというところがありますので、そういったところで活動が重なるということはあるのかなというふうに感じております。

以上です。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。最初私が言いましたように、技術職の方をというような話があったんだけど、実際もう最近では、シルバー人材センターの会員のような人を確保して、幸田町のいろいろなところの山々、里山をつくるというようなことをいろいろ計画されておって、その人材確保のためにも、そういった高齢者をいろいろ確保したりだとかいうようなことがあって、もう最近では町内各区にいろいろ発信して、セミナーなども開いたりしていろいろやっておられるみたいですが、本当に最初聞いた話の本来の目的とは、どんどんどんどん変わってきてるなというのはすごく感じるものですから、もうちょっと目的を持った、当初は目的を持っておったと思うんだけど、目的の目標を達成するためには、やっぱりそれなりのことをしていかないと、お客が来なかったから違う仕事に食いつくというようなことじゃ駄目だと思いますので、そこら辺はやっぱりもっと精査した取組をやっていただきたいなというふうに思います。先ほど言いましたが、私は、シルバー人材センターもシルバーサポートセンターも、ものづくり研究センターも非常にここのシルバー人材センターがかぶった仕事をやっていると私は判断をしております、いろいろなところを見てきましたけれども。ですから、私とすると、やっぱりそういう仕事というのは、類似する仕事というのは、いろいろなことを考えると改善という切り口でいくと、やっぱり同じような似たような仕事というのは、別々に分けるべきじゃないと思うんですよね。大部屋化の中で、管理は一つにしてやっていくべきだというふうに考えております。その辺の考えはいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 技術職に関しましては、確かに幸田町で働いてものづくりだとか、そういった部分に関わる方々、そういった今までのキャリアというものを生かして、さらに次につなげていただくというようなところにつながっていくのかなというふうに思っております。そういった方々が今まで携わってきた仕事、またそれと同じようなところで活躍できる場というものを求めていらっしゃるというのも確かでございます。そういったところが紹介できるように、また、そういったところが次の職場に還元されるようなところの紹介というところは、これからも頂きましたお話を伝えてまいりたいというふうに思っております。

それから、セミナー等に関しましての内容ですが、今、一つ里山ということ

テーマにいただきましたけれども、今後の人材確保というところも含めて、高齢者の方の次のいろいろな活動のきっかけになるような形でセミナーのほうはいろいろとやらせていただいているところであります。これからの活動に関しましても、そういった部分を十分配慮いたしながら、団体のほうにはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思っております。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 ありがとうございます。要は言いたいのは、大部屋化でやるかどうかなんです。ばらばらにやるんじゃなくて、管理をやっぱり統合した形をしてかないと、似たような類似の仕事は、方向を同じように向けていけないと思うんですよね。それぞれが違うことをやる。結局このシルバー人材センターも、シルバーサポートセンターにおいても、人材確保というそういった一つのキーワードがあると思いますので、そういった大部屋化での管理をした仕事をやっていただくべきかというふうに私は思っています。いろいろ事情は分かります。分かりますけれども、やっぱり行政としては取り組んでいってもらわなければ、町民が納得しない部分も出てくると思いますので、ぜひ、これから徹底した改善を視野に入れて、運営に臨んでいただければいいかと思いますので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長 町長。

町長 シルバー人材センターは歴史がありまして、それで、その後、私が着任してから、ものづくり研究センターは私が発案したところから始まってます。それからSSS、シニア・シルバーサポートセンターも私が公約で発案して始まっております。

結局、今回のシニア・シルバーサポートセンターはSSSと略称で言ってるんですけど、これは厚生労働省の管轄で、一緒にするっていう発案もおもしろいんですけども、生涯現役、例えば地元の大企業等々で55歳で退職したらもったいない、手に職を持っている。だけど、またほかの人たちが違う形で幸田町で、例えば書道教室でもいい、いろいろなセミナーを、自分はこういう能力があるからシニア・シルバーサポートセンターへ行って、自分は大手企業を退職しちゃったと、でも、そこでまた違う形でセミナーをやったり、自分の専門性を発揮したいと。その場所は町内のどこかで、空き家でもいいんですよ、どこかでそういう起業をしていくためにうまく成功するようなヒントは、この町でやれるかなということのまずは相談ということで、生涯現役がテーマなんですね。これは厚生労働省のお金を頂いてますので、だから、これはね、すみません、正直簡単にいいますと、もうけ仕事でやっちゃいけないんです。そういう生涯現役のためのテーマに沿った形で起業をしたいと、まだまだこの町に根づいていろいろなことをやってみたい。でも、自分の能力を活用する場所をどこでどうやって仕組みをつくったらいのといったときに相談する事業で始まりました。現在、里山のセミナーとかウェルビーイングをやってますけど、これは、これから将来森づくりということをやろうとしたときに、シニアの人も高齢者になろうとする人も、森に入って何か作業をしながら、そこで一つの課題である緑を生かしていく作業をやっていけないかなということで、やっとセミナーを始めたんですね。この中にいろいろなまきだとか炭だとか、いろいろなテーマがあるからそういうのを見つけ出して、生涯現役でそこで何かやっていこうよとか、

またウェルビーイングも同じようなテーマなんですね。だから、セミナーがあるんです。だから、そういった意味で、これはあくまでもシルバー人材センターは登録する年齢で60で登録した、自分も軽作業がやってみたい、また、こんな能力があるから収入を得たいと、毎日働かなくてもいいから草取りでもいい、いろいろな公共企業の施設のトイレ掃除でもいい、何か自分は貢献したいと、収益をもらう。でも、ちょっとそこはシニア・シルバーサポートセンターは違うんですね。生涯現役のために起業するために何かいろいろと自分がやりたいためのヒントをいただくための一つのセンター機能であります。でも、確かに試行錯誤してますから、委員が言われるように、何やってるか分からないところがある。それは整理したいと思うけど、まとめてしまうと、ものづくり経営研究センターは現場改善・経営改善、これは将来の企業誘致、幸田町の企業をもっともっと充実させるために、幸田町内の中小企業で働いてる人、そして大企業の人たちのいろいろなテーマを頂いて、もっともっとその企業の品質、企業の中の人材を育成していくための産官学金の連携のセンター機能なんですね。そういう意味で、すみません、交わりようが実はないんです。交わりようがないんですけれども、それぞれの部局にそれぞれ活躍してる人たちがいろいろ入り込んだり混ざり込んだりしているんで、今のような誤解を受けるかもしれないけど、整理はしたいんですけれども、シニア・シルバーサポートセンターは厚生労働省によるお金を頂いた、生涯現役というテーマで起業していくためにどうやって進めていったらいいかということを主にやるのが仕事であります。だから、昔ながらやってるシルバー人材センターはまたちょっと違うということで、くつつけたいんですけれども、基本は働いて働いて何らかの形で貢献したい。これは全てのところは同じですけれども、実はちょっとずつ目的が違うので所管課も違ってしまうというところはちょっと御理解いただけないかなと思いますけれども、名前のつけ方が悪いんで誤解を受けてることは理解しました。

委員長 5番、長谷川君。

5番長谷川 進君 町長、ありがとうございます。非常にその思いという部分がなかなか表面化されてないもんですから、私たちの理解不足ということもあったかと思えますけれども、ただ、やっぱりそこに進めるに当たっては、進め方をもうちょっとみんなに理解できるような形でいかないと、ちょっと反感を持ってしまうところもあるかと思えますので、今後その辺よろしく願いいたして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

6番、岩本君。

6番岩本知帆君 施策の成果の65ページの戸籍住民基本台帳一般事業についてお聞きします。

最近、コンビニエンスストア等で住民票だったり公的な書類が発行できるようになったんですけれども、やっぱり各市町村によって、発行できるものとできないもの等の違いがあるかと思えます。そのときに、他市から転入してきた方への説明等について、しっかり説明等を転入後にしていただいているのかについて、状況を教えてください。

委員長 住民課長。

住民課長 まずは転入の方なんですけど、転入された場合は、こちらのほうで移動連絡表を発

行しまして、それに基づいて、各担当に転入された来庁者の方のところに行っていただくように御案内しております。それで、昼休み等は職員がいませんもので、ちょっと他の窓口のほうを移って御案内することになっております。それで、コンビニの交付等については、こちらのほうは幸田町に住民票が移れば、こちらのほうで発行のほうはできますもので、チラシ等が貼ってありますので、それをちょっと見ていただくことになっております。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。何ができるかはチラシを引っ越してきた人が自分で見て、把握をしてもらうという認識でよかったですでしょうか。

委員長 住民課長。

住民課長 一応こちらの幸田町のほうは、一番コンビニの交付のサービスが多い町でありまして、一応こちらにも施策の成果に書いてありますが、住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍附票の写し、所得証明の写しという、これだけの証明を出しているというところは、県内で幸田町とあとみよし市のみになってますので、大概のこちらが必要なことは、住民の方で欲することは発行のほうはできることになっております。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。きっと転入した際にいろいろな書類等が多分一気に、ごみの捨て方だったり、防災マップだったりという中にきっと説明の紙はあるのかなと思うんですけども、また、その中の一つに幸田町は町内会が行政区という形になってるかなと思うんですが、その行政区へ引っ越してきてから、私も幸田町に転入してきて10年近くなるんですけども、その際に町内会の入り方がいまいち分からなかったということがありまして、過去の記憶から遡ると、町内会の御案内というのがあった記憶があまりなかったんですけども、そういう行政区の御案内等も転居してきた際には、そういう用紙等も入れていただいているのでしょうか。

委員長 住民課長。

住民課長 行政区の転入場所のあなたは何々区ですという案内のほうは出しておりません。

例えば岩堀区と大草区とちょっと微妙なところとかありますもので、そうしたところは窓口で聞いていただくかしてちょっと総務課のほうに答えをいただいて、あと近所付き合いは、区をまたがって大草区になっている人もいますので、ちょっとその辺は御案内で、区長さんとか組長さんに聞いてくださいという御案内はしております。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。ちょっと場所によって、なかなかきっちり分けられないともあるということが分かりました。ぜひ、行政区の加入をされない方も出てきますので、転入したときが一番アクセスしやすいかなと思いますので、ぜひその点等も説明のほうをよろしくお願いします。

次に、施策の成果の73ページの医療ケア児、子ども発達支援センター運営負担金についてお聞きします。

最近発達に何か課題のあるお子さん等も増えてきてるかなと思うんですけども、子ども発達医療センターの負担金というのは、最近増加傾向なんでしょうか。傾向を教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 子ども発達センターの運営状況に関してでございます。こちらのほうの負担金に関しましては、運営費負担金につきまして施設の維持管理と実際の幸田町の利用者分ということでの配分になっております。人員的には大きく変更はなくて、それぞれこの施設の中に相談支援センターと医療センターと相談センターがそれぞれあるわけなんですけれども、金額的には推移としては大きく変わっていないというところがございます。しかしながら、運営費の部分に関しまして、昨今の光熱費等の部分で負担金のほうが若干増になっているというような状況でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。光熱費等で増加ということが分かりました。それで、実際に利用されている方の人数で考えますと、増加等はあるのでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 実際の利用状況でございます。こちらの施策の成果でございますが、令和3年度につきまして、専門相談につきましては35件から4年度は26件、電話相談につきましては35件から20件、親子通所、これはめばえということで親子で通っていただくものになりますけれども、こちらにつきましては720人から744人、わかば、単独通所、お子様だけで通っていただく部分につきましては、令和3年は1,112人から1,149人、保育後医療、これにつきましては保育園等は終わってからこちらの施設のほうに通っていただく療育の件につきましては163人から179人、それから巡回支援につきましては、同じく3件ということです。訪問支援についても0件ということで、報告のほうを受けております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。専門相談だったり電話相談のほうは、相談業務のほうは減ってはいるようですが、やっぱり、通所される方は微増ですけれども増えていることが分かりました。ありがとうございます。

ちなみにこういうちょっと専門的な機関につながるために、いろいろな場所をお母さんたちは探すかなと思うんですけども、こういうところを利用するための案内方法とかはどのようにされているのでしょうか、教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 案内方法ですけれども、多くは保健センター等で行われております健診時についてだとか、あとは保健師さんの訪問等において、そういったちょっと心配があるような方につきましてこちらの相談センターのほうへの御案内というような形になってるのが主な流れかと考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。しっかり保健センターさんの健診もありますので、

健診だったり訪問いただいたところで御案内いただいているということで、分かりました。

めばえとか、わかば、つばさ以外にも、その他の発達医療センターとかがほかにあるかなと思うんですけれども、そういうところに通いながら、1週間のうち1回2回はこういう専門機関、発達支援センターに通いながら、その他の曜日は公立の保育園に通ってる子もいるかなと思うんですけれども、そういう子どもさんたちはちょっと特性がありますので、衝動性があったりとか、ちょっと突発的に行動してしまって、やっぱり、ほかの子との衝突だったりとか等がある傾向があるかなと思うんですけれども、保育園の利用状況として、保育士さんが、実際にそういう子が所属するクラスは担任に加配をいただいているとか、そういう状況についてはどうなっているのでしょうか、教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 保育園での加配の状況についての御質問かと思います。

お聞きになりました加配が必要な児童につきましては、まず保育園全体では、令和4年度では163人、令和5年度では156人という児童がいらっしゃいます。その子たちの先生たちの配置状況ですけれども、基本的には副担任が見るようにしております。副担任がちょっと何らかの事情で足りないときには、手の空いてる先生のほうで見させていただいているような運用となっております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。担任、副担任ということで、副担任に担当していただいているということですが、やはり、保育園の本来の職員の配置人数自体も大分なかなかいっぱいの人数で、先生、副担と見ているということもありますので、特性のある子も、どの子もやっぱりしっかり保育の場で子どもたちの触れ合いの中で成長というのはしていきますので、しっかり個性を認め合いつつ保育ができるという意味で、しっかり副担で担当できているのかということと、もし必要性があれば、現場からの声があればしっかり会計年度職員さん等で足していただきたいなと思っております。

次に、施策の成果の77ページの子ども会議についてお聞きします。

幸田町は子どもの権利条例がしっかり制定されているかなと思うんですけれども、ほかの先進である川崎市さんとかと比べてしまうと、実際に具体的な施策とか活動というのがあまり見えてこないなというのがあるんですけれども、今現在、幸田町は権利条例があるわけですが、それに伴ってやっている施策等を教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 まず、配慮が必要な子につきましては、しっかり個性を見極めながら、見ていくようにさせていただきたいと思います。

また、子どもの権利条例の施策についてであります。まず一つにつきましては、今年度は若干連絡先等も増えましたので、あなたは1人ではありませんよということで、子ども条例につきましては、それって違う、おかしいんじゃないのって思ったときに、こども課のほうで幸田町子どもの権利擁護委員会ということの連絡先になっておりますので、こちらのほうを配布させていただいております。今年度は、小学生から高校生の皆さんのほうに配らせていただいております。

あとの施策といたしましては、先日、今年度は8月にこの議場でも発表させていただきましたけれども、中学生、高校生の子たちでの子ども会議ということでやらせていただいております。昨年度は2つのテーマがございまして、ウィズコロナの中で学んだこと、学校生活・社会生活の中でというテーマと、次の世代を担う私たちが考えるSDGs、幸田町はどんな町ということで、子どもの権利を考えながら考えていただく場を設けさせていただいております。ちなみに今年度につきましては、中高生の居場所ということのテーマでやらせていただいております。また、中高生ではなく、小学生向けの活動といたしましては、子どもと大人の合同ワークショップということで、昨年度は深溝小学校の6年生の子たち67人で1月に、これも大人と一緒に子どもの権利について考える機会のほうを持たさせていただいております。そういう実績になります。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際、先日の中高生の子ども会議のほうも見せていただいて、居場所について様々話してるなというのを見せていただいたんですが、やっぱり、しっかり子どもたちは御自身の意見も持ってますし、話し合うことで整理もできてすごくいい機会になってるんじゃないかなと思います。実際に小学生は、1校ずつを各年やってるのかなと思うんですけども、その年に当たらなかった学年だったりとかは、小学校のうちにもぜひこういう話す機会というのは大事なかなと思いますので、高校とかは基礎ベースの授業の問題もあるかなとは思いますが、しっかり自分たちの権利について学ぶ機会というのは、平等にどの学校でもどの学年でも学べる機会というのはぜひ設けていただきたいなと思います。

また、お子さんたちは、皆さんGIGAスクール構想でタブレットのほうも配付されておりますが、他市の権利条例とか持ってる場所では、その権利条例についてということで、市だったりホームページで分かりやすくこういうことやってますよだったりとか、こういう会議をどこでやりましたよというのが見やすく、子どもが分かるか形で平仮名だったりルビがあったりで準備されていますので、ぜひ、これはお願いになるんですけども、やっぱり、しっかり皆さん子どもたちが自分でアクセスできるように、ホームページ等に分かりやすいページもしっかりつくっていただきたいなと思います。

次に移りまして、施策の成果の80ページの放課後児童クラブの対策事業の中のICT化についてお聞きします。

ICT化の取組として、インターネット等、退出管理等が整備されたかなと思うんですけども、こちらは町内の児童クラブの中でどの程度進んでいるのでしょうか、教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 子どもの権利関係のほうにつきましては、学校での学ぶ機会、タブレットの活用ということでありますので、学校教育課と相談しながら、検討していければと思っております。そして、ホームページの充実のほうを分かりやすく充実していけたらと思っております。

続きまして、児童クラブのほうのICT化という御質問です。

令和3年、令和4年でICT化の環境整備のほうを進めてまいりました。令和3年

度につきましては、各児童クラブの6人いるブロック長のいるクラブのほうのネット回線の導入だとか、パソコンの購入をさせていただきました。令和4年度につきましては、残っているクラブのネット回線の導入、パソコンの購入等をさせていただきました。また、コドモンといいます通園管理アプリのほうを、今、民間に委託しております幸田の第3、第4、中央の第3のほうに導入させてもらい、試験的に直営のほうにも1つ入れて、今、運用のほうを検討して、試験的にやらせていただいているというような状況になります。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。インターネット等はもうしっかり整備が進んでおりますし、コドモンも今直営のほうで試験運用していただいているということで、ぜひ児童クラブの職員さんも子どもと接する時間のほうをしっかりと確保できるように、そういうICT化で仕事を削減できるものは積極的に削減して、引き続きしていただきたいなと思います。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 成果の説明書の86ページをお願いします。住民健診等について、健康増進法についてお尋ねしたいと思います。

住民健診の受診率が非常に低いわけでございますけれども、この低い要因についてまずお尋ねしたいと思います。

委員長 健康課長。

健康課長 受診率の関係でございますが、いろいろな受診、このコロナ禍でやはり下がっているというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 やはり、住民健診をすることによって病気の予防をしていくということが一番の目的であります。そうした関連におきまして受診率を高める、そのためにも、今現在、住民健診の中で特定健診も併せて行っております。これは40歳以上74歳未満の住民に対してのものでありますけれども、この特定健診を医療機関でできないかと、こういうようなことが要望として上がってきております。岡崎市の事例でいいますと、医療機関でこの特定健診が受診できるというようなこともあります。幸田町ではなぜできないのかということでもありますけれども、これについてお尋ねしたいということと、それから住民健診の健診項目の中の一つに、耳の聞こえの健診、これをやはり入れていただきたいということで、一つには、高齢になってくると耳がだんだん聞こえづらくなっていく。ところが、人間ドッグを受けている人ですと耳の健診はあるわけですが、住民健診にはないわけでありまして、これはいわゆる認知を予防する、あるいは外

出を、ひきこもりにならない、そういうような社会とのつながりがなくなってくる、その予防のためにもやっぱり耳の聞こえの健診を導入をしてほしいと。こういうこの2つであります、いかがでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 住民健診ですけれども、ただいま令和4年度に至っては、保健センター1カ所のみで集中集団となっております。岡崎市は、個別、各医療機関において受診のほうをしている。この集団健診については、長久手町も集団健診かと思うんですけれども、県内でも数少ない事例かと思っております。もし集団健診ではなく個別健診を実施するとなりましたら、岡崎市医師会と協議が必要となっております。この長い慣例の中で幸田町は集団健診というふうになっておりまして、それを切り替えるというのはなかなか難しいかなと思っております。

委員長 健康課長。

健康課長 耳の健診の導入でございます。現在、保健センターで健診を行っておるわけですが、保健センターで耳の検査をやる、そういった密閉された防音施設というのができる部屋が実際のところございません。部屋が限られておいて開いているのかとか、はるさき健診センターは部屋の中にもう一個部屋をつくらせて防音設備というものをやっておりますけど、保健センターでそういったものをつくるか、つくれるか、持ってこれるかといいますと、今現在ではなかなか難しい状況で、耳の健診というのは、やはり静かな防音施設が必要不可欠となりますので、現状では難しいと考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 住民健診は、今までは集会施設等でも行ってきていたわけでありましたが、コロナ禍になりまして、保健センター1カ所と、こういう中で受診率が下がってきてるよということでありましたけれども、やはりコロナ禍の後、また元に戻るかどうかは、それは分からないわけでありましたが、幸田町は集団健診をやっている。けれども、一部分は集団健診が受けられない人については医療機関でも受診ができる、健診ができると、そういうようなことは岡崎市も岡崎医師会と話し合いのもとでやってきているわけでありまして、集団健診そして個別健診を合わせて併用しながらやっていく、それが受診率を上げる一つのものになるかというふうに思いますので、ぜひその辺のところも検討をよろしく願いしたいというふうに思います。

次に、94ページであります、幸田町は緑のふるさと協力隊、これを実施をしているわけでありまして。これで3年目になりますかね。それで、緑のふるさと協力隊の活動は1年ごとに変わっていくわけですが、この研修を受け入れるという形の中で行っているわけですが、同じ協力隊の中でも地域おこし協力隊というのは人材の確保と、こういうことやあるいは移住・定住、そして新規就農とか、いろいろな形の中で様々な取組が行われているようでございます。1年度限りで送り出すというよりも、こうした人材の発掘・派遣、こういうような取組が幸田町で行えないかと、このことについてお尋ねしたいというふうに思います。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 緑のふるさと協力隊事業ということの御質問であります。併せて、地域おこ

し協力事業についてという御質問になると思います。

緑のふるさと協力隊につきましては、地域を元気にしたい、地方自治体と農山村での活動や暮らしに関心を持つ若者をつなげるプログラムとして、都市と農山村の交流促進を図り、若者たちに社会貢献を通じて農山村の活性化に寄与すること。また、次世代を担う若者に人間として生き方を学ぶ機会として提供することを目的として実施しております。本町におきましても、今年度で3年目となりますけれども、住民として1年間暮らしていただいて、日常では得られない社会貢献や生活経験を積んでいただきながら、幸田町の全国の隊員相互の情報発信、情報提供だとか、幸田町を紹介していただいて、幸田町の魅力を発信してるという状況であります。隊員それぞれ、昨年度の隊員につきましては、インスタグラムを通じて情報発信をしていただいて、今年もそういった形で幸田町の魅力を発信していただいているというところにあります。実際、活動の農林業に関する取組については約70%、あとはイベントだとか町の行事、いろいろな形で参画をしていただいて、幸田町のほうを知っていただいているところでもあります。

そういったところと、地域おこし協力隊事業の導入というところの御質問でありますけれども、これにつきましては総務省が所管する事業となりますけれども、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援ということや、農林水産業の従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域の定住・定着を図る取組として実施されているものであります。この事業につきましては、制度的には特別交付税の対象となるものではありませんけれども、幸田町は今その条件には当てはまらない地域となっておりますが、この事業の地域おこし隊につきましては、いろいろな様々な地域おこしに対する観光振興のみならず産業振興のみならず、いろいろな文化・スポーツ、いろいろな分野の中で地域資源をしっかりと掘り起こしていくというところの取組に対して、任命する隊員が1年から3年以内ということで人選があると思いますので、それをしっかりと掘り起こして、それを実現するような形の職員を任命し雇用するような、その雇用に対してそういった特別交付税の対象となるという制度となっておりますので、今後、そういった導入については、今は様々な町の全体、うちの産業振興が所管するものだけではなく、全体的な検討の中で考えていきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 緑のふるさと協力隊につきまして否定するものではないわけですが、しかしながら、幸田町が求めるそうした地域おこし協力隊、その活動が介護あるいは学校、それから農産業、観光、いろいろな分野にわたって活用ができるということと同時に、これは3年間というような契約の中でやっていくし、そして、また年齢も様々であります。若者に限らず、また例えばリストラに遭った方で転換を図りたいとか、いろいろなそうした人の対応もできますので、そのような幸田町に合った活用ということで、幸田町でもそういった採用ができるようならば、そうした人材確保という時点の中で、ぜひ取り組む必要があるんじゃないかなというふうに感じてまいりました。そのための研究をしながら、ぜひ導入の方向でお願いできないかということでもありますので、先ほどは幸田町でもできるようなことを言われたわけでもありますので、ぜひ研究

していただきたいなというふうに思います。

次に、88ページになりますけれども、再エネ・省エネ、そしてゼロカーボンシティの実現、このためにも私は再生可能エネルギーの活用というのは避けて通れないというふうに思うわけであります。以前に幸田町で取り組んでおりました太陽光発電システム単独での補助、今現在は耐震化と併せてとか、いろいろとほかとの併用でないとやっていないわけでありますけれども、やはり改めて太陽光発電システム、これは新規といいますか、新築とか関係なく導入を図る、こうした点での単独補助の活用というのはぜひ考えていただきたいというふうに思うわけでありますが、幸田町では、温室効果ガスは9割が産業関係ということで、あと少しすれば2030年度までに達成できるよということであつたわけでありますけれども、やはり、個々の家庭における省エネ・再エネ、そういう取組も必要ではなかろうかというふうに思います。その一つの施策でありますので、ぜひ、また取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 先ほどの地域おこし協力隊の件ですけれども、本町としてはちょっと特別交付税の対象外の地域に当たるということとなります。今調べた中ではそういうことなんですけれども、先ほど言った各分野において行われるもの、導入に対するものですので、町の中で一度研究はさせていただきたいと思います。早急のその導入という部分ではまだお答えが出てないですけれども、そういったものの活用の研究等は探求していきたいと思いますので、すみません、そういう形でよろしくをお願いします。

委員長 環境課長。

環境課長 太陽光発電単独での補助を復活させたらどうかというところであります。確かに町では、平成28年度まで太陽光発電システムの単独補助をしておった経過があります。これにつきましては、その品物の低廉化、それから一般的に十分広まったという判断の基に、その時点でやめさせていただいたという経過があります。その後、昨年、委員からの御意見を頂いた中で、今年度から単独ではないんですけれども、太陽光発電システムと太陽光発電連動機能付きヒートポンプ給湯器という新しい製品がございまして、こちらを令和5年度から追加させていただきました。新しい商品ですので、まだ今のところ新規のお申込みはありませんが、そういったことを今年度からしておりますということの一つ御承知おきいただきたいというのと、やはり、単独での太陽光発電の補助というのは、世間の情勢といいますか、方針からしてちょっと考えにくいのかなというふうに思っておりますので、現時点では太陽光単独の取組を取り入れることは、今現時点では考えていません。すみません。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 今、気候変動の中で、こうした再生可能エネルギーの活用というのは避けて通れない問題ではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした中でいろいろ組合せをしながらでないと活用ができないというのは、やはり、これは一つ入口が狭くなってしまうというようなことであります。そうした点で言えば、今まで平成28年まではとにかく普及をさせるという意味でやってきたわけでありますが、これからはそうしたことだけではなくて、やはりゼロカーボンシティの実現、これを実現させていく

ための一つの施策として幅広い人たちへの普及ということからすると、単独でもやっばり考えるべきではないかというふうに思いますので、再度よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、97ページでございます。大井池のトイレ休憩場についてお伺ひしたいと思ひます。

これは、地元要望の中で大井池の休憩所、これを整備をしてきた経過がございます。ところが、あそこに行ってみますと、観光施設というものの、本当に開かずのというような感じであまり活用されていないようでございますが、これは地元任せでやっているということで、あのような活用がすごくにくい状況になっているのかというふうに思ひうんですが、やはり、もう少しぷらっと行っても活用できると、こういうような施設にするべきではなかろうかと思ひうんですが、いかがでしょうか。

委員長 環境課長。

環境課長 太陽光発電システムの単体補助であります、これからの流れといたしましては、やはり、太陽光発電したエネルギーについては自家消費、そのためには蓄電池も必要ですし、そのほか一体型としてほかの機器と併せて使うことが有効であるというふうに考えております。こういったことから、現時点での太陽光発電単独補助というのはちょっと考えにくいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 大井池休憩場についての御質問であります。

施設がなかなか利用されていない今の現状ということについてですけれども、あその観光レクリエーション施設として大井池休憩所があるわけですが、当然トイレということできれいな形で、あるいは皆さんに気持ちよく使っていただけるということになろうかと思ひます。そういった観点はしっかり持って取り組むべきとは考えておりますけれども、現状はなかなか老朽化も含めてですけれども、施設管理に苦慮しているような状況であります。現在はシルバー人材センターさんとか、浄化槽の保守点検等を行って管理をしてる状況でありますけれども、地元とも少し協議をさせていただきながら、今後、あるべきところを改善していきたいところは協議させていただきたいと思ひます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 大井池のほうは、健康の道からずっと上がって行って、それから大井池のほうまで下りてくるというようなことで、かなりほかの自治体の方たちも利用されているわけでありまして、そうした点におきまして、不動ヶ池のあの辺からずっと利用されながらいくと、途端に大井池のほうはちょっといかななものかというような声が聞こえてきております。やはり、そうした点におきまして、観光施設として位置づけをしているならば、そうしたところへも気を使いながら、ぜひ使いやすい施設にさせていただきたいということでお願ひでございますので、状況を調べながら改善をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、101ページでございます。交通安全対策についてお伺ひをしたいというふうに

思います。

幸田町には、毎年、交通安全対策として小中学校によって見回りながら、通学路の整備等も行われているわけでありますけれども、そうした通学路の整備と併せて、車の進入に当たってゾーン30ということをしつけしながら、そして、そこでスピードを落としながら走行するという、こういう区域設定をしているところでもあります。これは、たしか前に田境議員が一般質問の中でもやられてきた経過があるかというふうに思います。そのときの答弁では、検討するというようなことでありました。そして、やはり幸田町においても、学校周辺の中でゾーン30に位置づけるべきところ、こうしたところがあるならば、ぜひその採用で子どもたちの交通安全、安全対策、守っていくというその取組をお願いするわけでありますけれども、いかがでしょうか。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 大井池休憩所につきましては、現状をしっかりと把握させさせていただきながら取り組まさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 土木課長。

土木課長 ゾーン30の件でございますけれども、幸田町におきましては、今のところゾーン30はありません。ただ、30キロ規制といたしますと、旧J A荻谷支店から荻谷小学校の南側になりますが、県道であっても今はただいま30キロ規制があると認識しております。時々、移動式オービスがやってるという報道発表がありまして、私も通るときは下り坂ですけれども、ゆっくり走るようにしております。ゾーン30につきましては、一番はやっぱり地域住民の同意、先ほどのオービスではありませんが、30キロ超えたらつまりスピード違反というようなかなり厳しいものになりますものですから、この路線のみという場合は30キロ規制、このエリア全体っていいますとゾーン30ということで、地域住民の同意がキーとなっておりますけれども、今のところ、すみません、防災安全課と連携がとれているつもりですが、ゾーン30の一番大事な地元からの要望というのは私どもの耳には入っておりませんので、もし今後入るようでしたらゾーン30の表示ですとか、そういったハード面については、土木課が全面的に施行したいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 例えば幸田小学校区の区域におきまして、広いところがあったり、そして裏門の近くですと狭くなったりとか、非常にこの道路の形状があまりよろしくないというような中で、急に広がって危なくなってしまうというようなことで、私もこの地域の中で表示をきちんとしてほしいということで要望もしてまいりました。そうした取組の中で、こうした子どもたち、あるいは、また商店、スーパー等があって、そこへの出入りがかなり厳しいようなところにつきましては、グリーンベルトではなくてゾーン30という形の中でできないかと、こういう要望もいただいたわけでありますけれども、これをもし進めるとなるならば、地元の全体の話合いの中でやっていかなければ、これはできないというようなことなんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、グリーンベルトでございますけれども、グリーンベルトも通学路対策としてやっているわけですが、通学路に指定されていなくても、やはり、子どもたちが放課後歩いたりしたりするようなところもありまして、またそうしたところへのグリ

ーンベルトの設置というのはできないのかということでもありますけれども、本当に危険なところにつきましては、そうした注意を促す、安全を促すグリーンベルトもやっぱり活用しながら設置をしていく、その考えについて伺いたいと思います。

委員長 土木課長。

土木課長 まずはゾーン30でございます。やはり、地域の方、国土交通省が出してますマニュアルのほうにも、一つのキーとしては、地域の方の同意というのがありますので、ここはまず一つのポイントになるかと思います。また、設置に当たっては、道路管理者である土木課と警察、窓口は防災安全課になりますが、もし、やるようでしたら連携してやっていきたいと思っております。

また、通学路のグリーンベルトにつきましては、過去の経過から少し述べさせていただきますと、当初は国の補助金が入りまして、通学路人数何人以上という縛りのもと、国の補助金をもとにグリーンベルト敷いておりました。幸田町においては、人数が少なくなったら国の補助金対象外になりましたけれども、町の施策として、人数が減ったところについては町単独ということでグリーンベルト延長しました。さらに、今現在のグリーンベルトの状況としましては、集合場所から学校までという起点終点というくくりでやらさせていただいております。グリーンベルトイコール通学路というのが皆様の認識の中にも、グリーンベルトの貴重性というか、存在意義という意味からもグリーンベルトイコール通学路にしたいと思っております。不特定多数の方が危険なところを歩くという場合は、違った路面、止まれですとか、違った方法と路面標示でまたそういうポイントとなる危険な場所については看板ですとか、いろいろな違った手法で交通安全対策したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 ゾーン30と通学路の指定されていないところへのグリーンベルトの設置について提案もしてまいりましたけれども、しかしながら、なかなかこうした規制があってできないということであるならば、じゃあ、そういう規制の対象からは外れたところでの交通安全対策はどのようにしていくのかと。子どもたちは、学校周辺ばかりに住んでるわけじゃありません。それ以外の例えば学校からかなり遠く離れたところにも住んでいるわけでありまして、そうした子どもたちが、あるいはまたお年寄りの方がその地域を歩くときに安全に歩行ができる、そういう対策も必要ではないかというふうに思うわけでありまして。その取組ができないからこそ、こうした活用しながらできないかと私は質問したわけでありまして、それ以外にあったらきちんと手だてをしていただきたいと思うわけでありまして、いかがでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 委員のおっしゃるとおり、子どもたちに限らず老人の方もそうですが、例えばガードパイプにつきましては交差点部、車がぶつかる可能性があり、影響がある部分についてはガードパイプ、または押しボタン信号の前後、今年度もわしだ保育園の前後にガードパイプを打ちまして、押しボタンで止まってる方の安全を確保ですとか、そういった面でグリーンベルト以外の部分の方法で、そういった子どもたちが集まる場所については、いろいろな手法で安全対策を今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお

願いいいたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 この交通安全対策は、本当に多種多様な取組が必要かというふうに思うわけでありまして。とりわけ狹隘道路等におきまして、車と接触しそうなところであったら本当に危ない、そうしたことが近所トラブルにもなってしまうというようなことにもなりかねませんので、そうしたことに気を使いながら、ぜひ安全対策を進めていただきたいということをお願いをし、質問を終わらせていただきます。

委員長 土木課長。

土木課長 引き続き予算確保に努め、交通安全対策を行ってきたいと思いますので、よろしく願いいいたします。

委員長 ほかにございませんか。

6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 施策の成果の説明書の100ページの親切行政運営事業についてお聞きします。

この事業は、町民の方が実際に側溝の蓋が調子悪いとか、舗装が剥がれてたつて言うと、すぐ対応していただいてとてもいい事業だなと思っているんですけども、その中で、よく私は子どもたちのお母さんと話す機会が多いです。御意見を頂いたところで、この時期はどこでも問題になってるかなと思うんですけども、通学路の草刈りについてちょっとお伺いさせてください。

町道等の通学路で、大分我が家も通学の学区の外れのほうになるんですけども、大分草のほうに通学路にも生えていて、中学生とかが自転車で通行する際にちょっと巻き込んでしまうと御相談いただくんですけども、通学路に対する草刈りは現状どのような感じでやられているのでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 通学路につきましては歩道ということもあり、また通学路については一つ上といえますか、少し気にしては草刈りをやらせていただけてますが、先ほども質問があったとおり、何分草が伸びるペースが1週間もあれば元に戻るような時期もございますので、手が回ってないというのが現状でございます。

委員長 6 番、岩本君。

6 番岩本知帆君 ありがとうございます。伸びるペースも速いのでというところなんです、ぜひちょっと積極的に草刈りをお願いしたいなというところと、あと県道のほうが大分草のほうひどい状況になってまして、先日、多分高校の子だと思うんですけども、幸田町の県道、幸田から岡崎に向かうところで、歩道のほうに横から木が出てしまっていて、自転車に乗ってる子がくぐりながら行っているのを見かけて、あの木はどうにからないのかという御相談をいただいたんですけども、こういう場合は県道です。県道の歩道というのは対応はどのようにしていただけるのでしょうか。

委員長 土木課長。

土木課長 県道248号線の県道でしょうか。国道か、あれは、ごめんなさい。つきましては土木課のほうに御相談いただければ、土木課のほうから要望書という形で愛知県のほ

うに書類にて依頼してる形で、愛知県のほうにつきましては、うちのような直接作業する親切班というのがございませんので、業者委託によりその都度対応という形を聞いております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。そうしましたら、早急に土木課のほうに御連絡入れていただくようにお伝えしたいと思います。

次に、施策の成果の87ページの産後ケア事業についてお聞きします。

この事業が始まってから、なかなか予算の執行率があまりよろしくなかったと思うんですけれども、令和4年度の執行率を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケア事業の執行率についてでございます。令和4年度の予算が72万円、決算額が26万1,000円、割り返しますと、37.2%にとどまっております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。まだまだ執行率が、実際多分これが始まったときは100万円以上の予算だったかなと思うんですけれども、年々減らされてこの金額になってしまったのではないかなと思うんですけれども、私も以前一般質問で、実際に産後のサポートは、やっぱりお母さんたちがすごく求めているものはとても多いかなと思います。ただ、実際に求めているものと支援いただいている内容になかなかマッチングがいかないのかなというところで、なかなかこの執行率につながらなかったと私は考えているんですけれども、今年度から宿泊型以外にも訪問型のほうがスタートしてるかなと思うんですけれども、その依頼状況について教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 この産後ケア事業につきましては、委員がおっしゃられるとおり、令和5年4月1日より訪問型を新たに加えました。宿泊型、デイサービス型、訪問型、3つのタイプでこの事業を進めております。委員から御質問のある訪問型の実績でございますが、8月に1件、9月に1件という途中経過でございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。となりますと、大分まだまだ依頼が少ないかなというところに思われるんですが、実際に産後のママさんたちと私も普段から関わる中で、やっぱり、コロナ禍の里帰りができなかった方たちも、コロナが明けて里帰りができるようにはなっているんですが、やっぱり家族の感染だったりとか、急遽里帰りをやめちゃうだったりとか、訪問、手伝いに来てくれる家族が急に来れなくなってしまうと等もありますので、実際に産後のサポートが手薄ということがよくあります。その中で、ちょっと8月、9月、4月から始まってまだ2件ということですので、ちょっと周知不足等もあるんじゃないかなと思うんですが、この周知についてはどのようにされてるんでしょうか、教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 産後ケア事業の周知についてでございます。

まず妊娠届時、いわゆる母子健康手帳交付時ですね、そのときに全ての方に対して産

後ケアの案内チラシを配布して、PRしているということが1点。それから、出産後のエジンバラの関係でちょっと気になるということがありましたら、産科から健康課に連絡がありまして、そこでこういうものがありますよということをやらせていただいております。それから、こんにちは赤ちゃん訪問事業だとか、6か月健診、こういったところでも、こういうちょっと心配な御家庭についてはこういったサービスがございますというPRを実施しているというところでございます。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。実際、多分産後ケア事業の対象になる方が、幸田町は一応基準があらわれるかなと思うんですけども、その基準を前回一般質問させていただいたときには、なるべく使いやすいようにということで変えてきたということは聞いてはいるんですけども、エジンバラ、産後のお母さんの気持ちの状況を点数化するものですが、やっぱり、ちょっと子育ての中でサポートが手薄だったりしますと、出産後と1か月健診と、その後、4か月健診もやってるかな、やらせていただいている中で、すぐにでも点数が上がってしまう状況もあり得ますので、こちらとしてはお願いになるんですけども、基準を設けるのではなく、全ての産後のお母さんが利用できるようにぜひ改善していただけないかなと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。

委員長 健康課長。

健康課長 委員がおっしゃられる、全ての方に産後ケア事業がということでございますが、現在、幸田町で利用できる方というのは、委員も御存じのとおり、幸田町に住民票登録がある方で、産後1年未満のお母さんとお子さんの支援が必要と判断された母子の方で、出産後体調不良のある方、子育てに対して不安のある方、家族などから十分な支援が受けられない方、こういった基準を示させていただいております。何分限られたところで支援をしていることではございますので、全ての方と言われますとなかなか、本当に必要な方に支援が届けられない、こういう危険性もあるかと思っております。現在のところ、全てに利用できる方でなくて、先ほど申した利用できる方、特に必要な方、支援が必要と判断された母子に対して重点的に支援していきたいと考えております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。一般質問のときにもお話をしましたけれども、実際に静岡県は10年間、全例の産後の方にそういう産後ケアを使えるよという補助金を出していますが、実際使われる方は3割程度でありますので、全例使えるよということをお伝えしても、全員が産後に利用するということはあまり考えにくいのかなと思います。また、実際産後のケアができる場所も町内にも1か所増えてますし、委託で受けている方も増えているという話も聞いておりますので、ぜひぜひ一応基準はある中でも、なるべく本当に必要な方であっても、その基準ももう少し緩めつつ、やっぱり、しっかり産後のお母さんのサポートをしていただけるようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

先ほども丸山議員が聞かれてたのを1点追加でお聞きしたいんですけども、議案説明会資料の26ページ、子ども医療費の高校生の通院の拡大についてなんですけれども、

実績のほうは聞かせていただいたんですが、この中で令和5年7月末現在で未交付の方が15名おられるかと思うんですが、この方の今の現状を教えてください。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 議案説明資料、子ども医療費高校世代通院費助成拡大事業の中で、令和4年度12月1日に、受給者証の交付の申請書を1,067件に送りまして、その中で令和5年度7月末時点でまだ未交付の者が15人いらっしゃるということを掲載させていただきました。7月末ということで、現在の数値は持ち合わせておりません。こちらは、受給者証未交付のために医療機関で自己負担分を支払っても、後日、領収書を持ってきていただければ、また申請のほうをしていただければ、自己負担分の返金と受給者証の発行をいたすものです。しかし、受給者証を持っているという安心感、こちらのほうを得ていただくためにも、やはり、未交付の方が未交付の状態ではよろしくないのかなと思っております。未交付の方々には、受給者証の交付申請の再勧奨の通知を発送させていただきたいと思います。その中でも制度の周知も行いまして、医療費の費用がかかることからの受診控えなどがないようにしてまいりたいと思っております。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。交付されていなくても、実際に領収書を持ちいただければ払い戻しがあるということで、そういう方が来られましたら、ぜひ積極的に交付していただければと思います。

次に、施策の成果の81ページのファミリーサポートセンターの活動状況についてお聞きします。

今年度の利用状況はあると思うんですけども、昨年度と比べて実際利用状況の増減等と依頼内容について教えてください。

委員長 こども課長。

こども課長 ファミリーサポートセンターの活動状況ということでの御質問かと思います。

利用状況につきましては、令和3年度と4年度につきましては、1回当たりの利用回数が、令和7年が7.5回から令和4年度は6.2回ということで、若干利用が少なくなっております。それで、利用の活動内容別のこういったことがということなんですけれども、全体がちょっと減っているのではなかなか分析が難しいところではありますけれども、特にちょっと増えたなと思われるところが、児童の放課後の預かりというのが1件だったものが32件となっております。そこが特に増えたなという感じはございます。あと一つ増えたといいますと、子どもの習い事や付き添いの待機の預かりというものも、ゼロだったものが8人になったということで増えております。また、特に原因は分かりませんが、減ったというのが、保育園・幼稚園の送りというものがすごく多かったんですけども、減っておるとというのがちょっと状況といいますか、特徴になります。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。放課後の預かりだったり、預かりの依頼のほうが増えているということが分かりました。ありがとうございます。

その質問の中で、やっぱり子育て世代としては、緊急時に子どもの預かり先だったり

を困ってる方が多く、そういう相談を私もいただくんですけども、まだファミリーサポートとかで預かってもらったらと言うと、それ何ですかという形で知られてない方も一定数おられますが、その中で、そういうお話をされてると今はネットで検索する方が多いので、ベビーシッターさん、一般業者さんですね、そういう方を見つける方が多いんですが、ただ、その業者さんは一般ですので、1時間1,700円とか1,500円とかという値段でちょっと難しいなということを言われている方がいますが、ファミリーサポートさんですとそんな値段ではなく、半分近くで預かっていただけますので、周知がなかなか行き届いてないなというのを感じたんですけれども、現状の周知の方法としてはどのような方法をされてるんでしょうか。

委員長 こども課長。

こども課長 ファミリーサポート事業の周知についての御質問かと思います。

ホームページ、広報等で周知はさせていただいているかとは思いますが、一番周知の方法としてさせていただけるかなと思うものが、子育てマップというものに載せさせていただいておりますので、こちらのほうは子どもさんが生まれたとき、転入時に配らせていただいておりますので、こちらの中身のほうにファミリーサポート事業のページがありまして説明をさせていただいております、こちらを見ていただくと、その他のいろいろな情報を加えて、ファミリーサポート事業のこんなことがあるよというのを書かせていただいておりますので、子どもさん世帯に配らせていただいておりますので、こちらが一番の周知かなというふうには思っております。

以上です。

委員長 6番、岩本君。

6番岩本知帆君 ありがとうございます。また、子育てマップ等にはしっかり周知いただいて、あと広報とホームページということですが、ちょっと届いてないなということもありますので、ぜひLINEだったり、これから導入もありますので、ちょっとまた積極的な広報活動をよろしくお願いします。

以上です。

委員長 こども課長。

こども課長 ホームページのほうもちょっと分かりにくいという御指摘もありましたので、ホームページだとか、あとLINEのほうも近く導入というお話も聞いておりますので、役場全体で周知方法を検討させていただけたらと思っております。

以上です。

委員長 ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時57分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1番、藤本君。

1番藤本和美君 議案説明会資料31ページです。

新型コロナウイルスワクチン接種事業、令和4年度の延べ接種者3万6,258人ということで書いてあります。9月20日から新しいワクチンも始まってくるかと思いますが、

現在、副反応の報告も多くなっているかと思います。日本医師会もメリットとデメリットを天秤にかけて判断するようにというふうに判断したところですが、各自の情報収集も必要になってくるかと思います。予防接種健康被害救済制度というのがございますが、こちらの認定者について、幸田町の人数、内容を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 コロナウイルスの予防接種事業でございます。委員がおっしゃられたとおり、9月20日からXBBの接種が始まるということでございます。既に接種券も配っておる状況ではあります。

委員がおっしゃられた、副反応に対する給付の状況ということでございます。現在、歳入のところが国からおりてくるお金で計上してございますが、支出も当然ございまして、その関係で申し上げますと、現在のところ、対象者が1名ということでございます。これは、令和3年7月11日に接種したものでございます。接種後に頭痛、嘔吐等々の症状があって、令和4年3月24日に、この接種に対する被害の申請がなされました。令和4年7月20日で認定されたということでございます。現在は1名認定されておりまして、医療費が4万4,200円で、医療手当で3万7,000円、合計8万1,200円を支出しておるといような状況でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 ありがとうございます。認定済みが1名ということで理解しました。

申請はしているけれども、まだ認定されてない方がいらっしゃれば教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 そのほかに3名が申請されているという認識でございます。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 3名の方の内容はお分かりになりますでしょうか。

委員長 健康課長。

健康課長 内容につきましては、詳細は把握してございません。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 分かりました。

愛知県のホームページのほうで、医療機関による副反応疑い報告というのが発表されておりまして、それによりますと愛知県のホームページでは、副反応疑い報告数が現在2,276件、そのうち障害や入院など重篤の報告数が480件、死亡報告は59件ということで載っております。厚生労働省のほうでは、副反応疑い報告数が3万6,441件、うち重篤報告数が8,627件、死亡報告は2,076件というふうに出ておりまして、こういった住民の命に関わることなので、県の情報とか国の情報にアンテナを張って、住民にも情報を開示していったほうがいいと非常に思っております。そこで、幸田町の副反応疑いの報告について状況を教えてください。

委員長 健康課長。

健康課長 幸田町における副反応の報告でございます。幸田町における集団接種会場での報告は把握はしておりますけど、これを県に報告するとか厚労省に報告するという義務がございませんので、把握しておりません。この厚労省だとか県への報告は、各医院から、

医療機関からのものになりますので、幸田町で何件かということのを西尾保健所に確認しましたが、そういう数値を把握していないというお答えをいただいております。

以上です。

委員長 1番、藤本君。

1番藤本和美君 集団接種での副反応があったということを理解しました。

愛知県のほうでホームページで発表しており、ほかの市でも、愛知県内の例えば一宮市、春日井市、小牧市では、ホームページでその副反応疑いというのを発表しております。なので、幸田町も西尾の保健所かと思うんですが、愛知県のほうでは把握はしているかと思うんですね。なので、幸田町がゼロだったら非常にうれしいんですけども、もし1人でもあるのであれば、やはり情報を開示して、住民がメリットとデメリットを天秤にかけて接種するかしらないかという判断材料になるかと思いますので、ぜひそちらを調べていただきたいなと思っております。

私からは以上です。

委員長 健康課長。

健康課長 西尾保健所に、先ほども回答させていただいたんですけど、そういったものはないというのか、情報提供できないというのか、そういうお答えをいただいておりますので、なかなか町からそれ以上のことがないということでありましたので、なかなかホームページ等へそういったことを載せることは難しいですけど、国とか県、それから西保健所からそういう情報が入ったら、ホームページのほうに掲載させていただきたいと考えます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

3番、野坂委員。

3番野坂純子君 施策の成果の説明書の72ページですが、先ほど丸山議員も聞いていただいたんですが、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想事業について本当に分かりましたし、定期的にまた教えていただけるとありがたいなと思いました。そして、その下のほうに真ん中辺ですが、近年心の病などから自ら亡くなる方も多いと思うんですけど、その中で自殺対策事業のゲートキーパー養成講座等というふうに載っているんですが、この講座というのは誰が対象になっていて、何人ぐらいが受けられて、もし実績等がありましたら教えてください。

委員長 福祉課長。

福祉課長 長嶺北部地区に関しましては、先ほども少し答弁させていただきましたけれども、今後、進捗状況につきましては、報告のほうを随時させていただきたいというふうに思っております。

2点目のゲートキーパーに関する内容でございます。ゲートキーパーですけども、これは自殺対策ということで、身近な方が自殺の危険を示すサインに気づいて、悩んでいる人に寄り添い孤立・孤独を防ぐ、そういったことで人の話を聞いてあげて専門機関につなげていただきたい、そういった人になっております。命の門番というふうにも言われているような内容になっております。

こちらの講座につきましては、令和4年度ですけれども、幸田高校、高校生に対する自殺対策の講話のほうをさせていただきました。こちらについては、生徒と先生方を含めて737人が受講されております。もう一つとしまして、役場職員の入庁から3年目までの方、幸田町職員を対象とした研修会として29人が受講しております。4年目以降の職員につきましては、それ以前にゲートキーパーの養成講習を受けておりますので、コロナ禍でできなかった期間の近年入庁されて3年目までの職員を対象とさせていただきます。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。29人が受けられて、その前から受けられてる方がいるということで、割と多くの方がそういう講座を受けているということを理解いたしました。本当に私も40年近く励ましのボランティアをやってきて、本当に悩んでいる人とかいろいろいるんですけど、どういうふうに対処していったらいいかなって困ったこともいろいろありましたので、こういう講座があつてもらうと本当に助かるなというふうに思いました。

次、73ページのところですが、障害者福祉事業の中に移動支援事業29人、1,614時間というふうになっているんですが、これは平均1人が大体55時間ぐらいになると思うんですが、これは同行の支援ということで、例えば一緒に役場に行つてあげたり、病院に行つてあげたり、お買い物について行くとか、そういう同行する支援のことでよかったですでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 この移動支援につきましては、屋外での移動が困難な方に対して、ホームヘルパーが伴つて外出の支援をするというような内容であります。障害者の方で特に移動に支援が必要という方ですけれども、同行という言葉が適当かどうかというところはありませんが、今回は移動支援ということで、目的が社会生活上必要不可欠な買い物だとか、通院、そういったところに一緒に付き添つて移動するというような内容になっております。

委員長 3番、野坂君。

3番野坂純子君 ありがとうございます。本当にこのような事業があると、御本人も御家族もとても安心してもっとももっといろいろなことに挑戦できるかなと思いますので、ありがたいと思います。

次に、すみません、午前中も何回か出てきたんですけど、議案説明書のほうの34ページですが、先ほどから筆柿の件ですが、本当に日本一であるということで、私も幸田筆柿栽培指導セミナーというのに参加したことがあるんですけど、そのときに剪定の仕方とかいろいろ教えてもらったんですけど、その中でも柿の生態についていろいろ教えていただいたんですけど、そのときに専門の先生が、柿というのは実はもちろんおいしいんですけど、若い葉っぱから枯れて、落ちて朽ちるまで、全部効能があるんだということをいろいろ教えてくださって、すごくいい話だったので、それを皆さんに周知してアピールしたことあるんですかって言ったら、ところどころではやってるけど、そんなにしっかり皆さんも覚えてくれてないかもしれないとか言ってたので、やっぱり、柿が好きな人もいっぱいいますけど、若い子たちは割と食べなかったりする人も多いと思うので、

そういうまた葉っぱの効用など、薬用、いろいろな意味で葉っぱから実まで全部役に立つというすばらしいものなんだということもまた教えてあげたらいいなと思いますので、ちょっとまた研究していただいて、周知いただけるといいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長 産業振興課長。

産業振興課長 ありがとうございます。筆柿産地持続化支援事業につきましては、先ほども御答弁させていただきましたとおり、そういった産地を守る、また新たな担い手を確保する上で、非農家さんも含めてそういった農業体験を踏んでいただいて、興味を持っていただいて、認知をしていただくよう進めております。また、筆柿につきましては、親子農業体験とか、そういったイベントを実施させていただいて、柿の葉茶作りだとか、そういったものを須美のほうの農家さんの御協力をいただきながら進めているところがあります。そういった形で、筆柿と触れ合うというか、認識をさらにしていただくように取り組を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長 ございませんか。

4 番、松本君。

4 番松本忠明君 私は、昨日、幸田町の公共機関の一つとして、町民の足を支えていただいているコミュニティバス管理事業えこたんバス、そして、それを補うデマンド型乗合サービス運行事業チョイソコについての質問をいたしました。本日は、先ほど先輩議員からも少し質問がありましたけれども、高齢者対象の在宅高齢者支援タクシー事業、それから障害者の方が対象の福祉タクシー料金助成について質問させていただきます。

まず最初に、施策の成果の説明書の74ページの中ほどに記載されております、介護予防生活支援事業、この中のうちの委託扶助事業の表がありますけれども、その中の在宅高齢者支援タクシー事業についてお伺いします。

これを見ますと、利用実績が501人とありますが、80歳以上の高齢者、これを対象としていると思いますけれども、そのほかの利用基準も含めて、利用基準とそれから利用基準を満たす対象者の母数を教えてください。お願いいたします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 在宅高齢者外出支援タクシーについてございます。利用基準、対象になる人につきましては、町内に住所を有する方で、3つの条件を全て満たす方になります。1つ目は、医療・福祉・介護施設に入所・入院しておらず、在宅で過ごす人。2つ目は、年度末で80歳以上の人。この2点は必須条件になります。3つ目ですけれども、次にいずれかに該当するということで、一人暮らし、80歳以上の方のみで構成する世帯の人、それから運転免許をお持ちでない人になります。なお、福祉タクシーの料金利用助成、こちらは障害のある人のタクシー助成を受けている人、こちらの方はそちらを優先させていただくというような内容になっております。これらの条件を満たす対象者の母数としては、前年度の利用者に新たに必要条件を満たす人は635人になります。なお、新たに免許を返納した人は、町では把握がちょっとできませんので、申請により確認をさせていただくこととなります。令和5年度末で、町全体の80歳以上の人につきましては

2,819人になりますので、635人の方に御案内をさせていただきまして、17.8%の人が利用されているというようなことになっております。なお、本助成制度につきましては、前年度の申請者、新規対象者に案内するとともに、広報にて周知のほうをさせていただいております。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 最近の高齢者の自動車事故の状況を受けまして、80歳ということではなく、70歳代でも免許を返納される方が増えています。このようなことをたくさん耳にします。本当に高齢者の方の足というのは、やはり、先ほどお話があった公共交通機関、えこたんとかそれからチョイソコ、そういった形でサポートはしていただいていますけれども、なかなか本当に自分で歩けない、それから呼べないという方が見えます。そういった方たちがこういったことを利用できるためには、利用条件の緩和ということが必要ではないかと考えております。特に80歳ということじゃなくて、今75歳ぐらいから後期高齢者ということですので、後期高齢者の方がこういった形で免許返納される。ないしは、もっともっと本当に70歳からたしか認知症の検査が始まったと思いますけど、そういった段階で免許を返納する方、そういう方が大勢見えますので、もう少しこの利用基準を緩和するということの検討が必要だと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

委員長 福祉課長。

福祉課長 利用基準の緩和についての御提案ということで、どうもありがとうございます。

現状の80歳以上の方を現在対象とさせていただいておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、利用された方は全体の17.8%ということで、低い水準になっております。これまでも利用率向上のために、令和4年度からは、自宅からJR3駅への行き来についての年8回分という形で全額助成のほうをさせていただく制度を実施しまして、166人が利用されて103万3,000円の実績となっているところでございます。高齢者の外出支援、移動手段の確保としてタクシーの助成につきましては、引き続き80歳以上の人を対象としまして、必要な方に利用していただく、まずこちらのほうを進めていきたいと考えております。なお、令和5年4月1日現在の70歳以上の人口につきましては、7,272人になっております。仮に、現在利用している人の割合17.8%の人が利用されたとしますと1,294人ということで、現在の約2.5倍の利用が見込まれるわけですが、その分助成費の増加ということも見込まれるわけでございます。今現在、紙媒体によって事務処理、これはタクシー事業者の方におきましても負担が大きくなるようなこともございます。現状におきましても、この部分につきましては課題になっておりますので、効率的な事務処理となるよう改善も含めて、年齢基準も含めた制度設計というものをまた考えていきたいと思っております。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。80歳以上の方はまだ20%だということをよく理解しました。そして、そういった方たちに対して、広報等を通じて理解活動、それから、こういったことを利用するようということでPRいただいていることを十分理解しました。こういったことはステップを踏んでということだと思いますけれども、80歳以上

の方へ十分こういった形で利用いただけるようになったら、次は、やはり世の中の動向を見極めて、利用基準の緩和をぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、2つ目の質問ですけれども、施策の成果の説明書75ページの上のほうに地域支援事業とありますが、その中の福祉タクシー料金助成についてお伺いします。

ここで、利用実績514人とありますが、先ほど同様、障害者手帳の保有者等、利用基準を教えてください。また、利用基準を満たす対象者の母数を教えてください。よろしくをお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 福祉タクシーの利用助成に関する内容になります。こちらは、障害者手帳保有の方が対象となります。令和5年の3月末現在の対象者数ですが、身体障害者手帳1級から3級の人が564人、療育手帳のA判定、B判定の人が232人、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人が355人で、合計1,151人になります。このうち514人の方で44.7%の人が利用の申請をしております、実際には362人の31.5%の人が助成券を使ってタクシーのほうを利用されているというような状況でございます。なお、障害者の方で自動車税又は軽自動車税の減免を受けている人につきましては対象になりませんので、申請時において確認をさせていただいているというようなところでございます。こちらの制度につきましても、前年度申請者、また新規対象者に案内のほうをさせていただくとともに、広報のほうで周知のほうをさせていただいております。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 ありがとうございます。こちらのほうは、先ほどの高齢者の方への助成以上に3分の1から半分近くの方が利用されているということで、またPRもしっかりさせていただいているということで、ありがとうございます。引き続き、しっかり広報活動等を通じまして、皆様方の利用度を上げていただければと思います。

最後になりますけど、ちょっと私の理解が足りないところがあると思いますので、質問させていただきたいんですけれども、先日いただいた報道資料の中に、今年の10月からタクシー利用助成金のデジタル化、イコタクですか、この実証実験を行うということがあったと思いますけれども、これと在宅高齢者支援タクシー事業及び福祉タクシー料金助成との関係というんですか、兼ね合いというんですか、それを教えてください。よろしくをお願いします。

委員長 福祉課長。

福祉課長 今年度進めておりますイコタクについてでございます。イコタクですけれども、行こうタクシーという言葉のを合言葉に電子化を表す「e」と幸田町の「K O T A」それにタクシーを組み合わせた造語としてe - K O T A x i（イコタク）ということとなっております。こちらのほうを実証実験の愛称として今使わせていただいているというような状況であります、

この事業につきましては、愛知県のスマートシティモデル事業を活用しまして実施しております。今回は、高齢者対象の在宅高齢者支援タクシー事業のデジタル化ということでの実証実験になります。主な内容としましては、助成券の管理や精算時の必要事項の記入が必要ということで、あと利用者の年度ごとの更新手続など、利用者の負担の軽

減につなげていきたいというものが一つございます。また、運転手の精算時の処理、また助成金の請求事務処理など、タクシー事業者や役場職員のほうの負担も軽減につなげていくということ。それから、利用者の行動状況の把握など、ビッグデータの取得ということ掲げて取り組んでいる内容になっております。

この実証実験におきましては、モニターに現在の制度を利用されている方、それと、これから80歳を迎えられる70歳代の方にも参画をいただきまして、実際にデジタルでの助成体験をしていただくという内容になっております。実際にはタクシーの運転手さんがスマートフォンを持って、それにICカードをピッと当てると助成になるというような内容になっております。この事業を通じまして、利用者とタクシー事業者を含めたアンケート結果を参考にしながら、今後も実装できる仕組みを考えていきたいというふうに考えております。特に、先に高齢者施策の助成の部分で先行させてやらさせていただくわけですが、障害者の助成制度につきましても併せて研究のほうをしていきたいと考えております。イコタクにつきましては、実施状況をまた11月の福祉産業建設委員協議会の中で報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 4番、松本君。

4番松本忠明君 高齢者や障害者等の交通弱者は歩行困難な方が多く、時代の変化に合わせて利用基準を見直す等、対象者の確実なケアにつながるよう、よろしくお願いいたします。今回大変細かい説明をいただきまして、また、イコタクという新しい概念もいただきまして、これから幸田町がさらにブランド力を高めて、スマートモデルとして魅力のある町になっていくことを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、発言を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 国保税につきましては、本当に高く払えない国保税になってきております。そういう中で、幸田町は一般会計からの財政支援という形の中で実施をしているわけでありまして。そこで、148ページでお聞きをするわけでありましてけれども、幸田町の今の国保の財政調整基金残高は、この決算年度の末で4億7,100万円という数字になっております。そこで、40款の繰入金について出し入れがございました。幸田町は財政調整基金の繰入金を6,100万円、これを財政支援として繰入れをしているわけでありましてけれども、ところが、今度は一般会計から支援をした分につきましては、基金の積立金として6,000万円、これを要するに会計操作をしているというようなことで、これは間違いはないんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 過去に財政支援分として一般会計から繰入れのほうをしておりまして6,000万円、こちらのほうは令和2年度から基金の積立金として、年度当初にまず基金に納め

て、年度末に不足分を補うということで基金のほうから取り崩しのほうをする予定だったんですけれども、実際には取り崩し分は少額で済んだということがあります。こちらのほうは、会計操作と言われてしまいますとちょっと肯定も否定もなかなかできないものです。よろしくお願いします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 幸田町におきましては、限度額の引き上げは行ってきたわけでありすけれども、均等割や平等割そして所得割につきましては、引き上げもしていないで据え置きをしているわけでありすけれども、しかしながら、県内でいえば高い国保税の部類に入るわけでありす。そうした意味におきまして、加入者負担にならないようにということで、一般会計からの繰入れで引き上げを抑えてきた経過があるということでありすけれども、このように本来は財政支援としてやるならば、これは引き下げに回すべきだと思うわけでありすが、そうではなくて積立てに逆に回っているという、こういう状況はどうなんでしょうか。そのために今現在は4億7,100万円の財調の残高となってきたわけでありす。前にもお尋ねしたわけでありすけれども、これは県単位化になったときに、これで5年目ですかね、なるわけでありすけれども、そのときに今度は標準保険料になったときに、一気に上がらないように何とかこれで持ちこたえたいということで、基盤安定ですね、これも積み立てたりしてしながら、とにかく国のほうの財政支援分を積み立ててきた、そういう経過があるわけですが、まだまだこの財調の残高基金、これは積み増しをしながら、そうした来るべく標準保険料になったときのために備えていく、こういうスタンスでこれからもいくのかということなんですが、いかがなんでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 基金の積み立てなんですけれども、毎年6,000万円、こちらのほうは平成28年度に8,000万円だったんですけれども、29年度から6,000万円に戻して、以降、毎年6,000万円を一般会計のほうから頂いております。それでは、取崩金になるんですけれども、平成31年度1,500万円の取崩し、令和2年度は600万円、令和3年度は1,750万円、昨年、令和4年度につきましては6,100万円ということで、次第に取り崩しの額のほうが増えております。もし、今年度につきましては、予算上は取崩金1億以上を予定してるんですけれども、6,000万円を超える取崩しを行わなくてはいけないのかなと思っております。今は4億あるという話なんですけれども、先々のことを考えますと、これからどんどんどんどん取り崩しの額が増えていくことになるかと思えます。そこで、税を下げてしまうと、一回下げてまた上げてというようなことにもなってしまいますので、現行の税率のままでいかせていただけたらと、いけるところまでいきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 一つの要因として国保加入者が減ってきていると、そういう中で、その減ってきている要因が団塊の世代が後期高齢者に移行をする、そしてなおかつ、現役世代が健康保険への加入をしていくと、こういうような状況の中で、実際に今の国保会計におきましては、大変な資金繰りが厳しい状況になってきている状況というようなこと

で、今回加入者の保険税だけではもうとてもやれないよと。ですから、基金を取り崩す、その額がこれから年々増えるだろうというような予測を立てていると、こういうことなんでしょうか。そうしますと、令和5年度も減りました。来年度、令和6年度もこのような状況が続くと、いずれはこの国保財政が破綻してしまうよと、こういう状況に陥ってしまうというような見通しがあるのかなというふうに聞こえてくるわけですが、実際そうなんですか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 被保険者のほうがどんどん減っていくということもありますけれども、1人当たりの医療費というものが、これも全国的にはありますけれども、上がっております。幸田町も同様に、1人当たりが上がっております。このままいきますと、基金のほうの取り崩しをして国保の運営を行っていくことになるんですけれども、それも今の頼りとしては財政調整基金、こちらのほうが頼りとなっております。これがもし枯渇をするということが見えてきたときには、保険料率を上げていくということも考えなくてはいいのかなと考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 県単位化になって5年、そして、全県統一の標準保険料で運営をしていく、この見通しというのは、愛知県の中では令和10年というようなことをお聞きしているわけですが、大体どれぐらいの見通しで県下統一の保険料になる、その動きについてお尋ねしたいと思います。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 丸山議員のおっしゃっていることは保険料の統一、例えば大阪府でしたら、平成30年度から、経過措置のほうはありますけれども、統一のほうをしております。完全統一、もう本当に同じ所得、同じ世帯構成でしたら県内どこにいても同じ保険税というものの、こちらのほうを国が目指しているんですけれども、まだまだ追従するところが2、3県しかございません。まずは納付金ベースでの統一、国保会計の中では、国保事業費納付金ということで県に納めるお金があります。幸田町でも9億以上の金額を納めているんですけれども、これを納めることによって、県は必要な保険給付費、医療費ですね、それぞれ市町村に交付をするというものになっております。こちらのほうが納付金を算定するに当たりまして、医療費指数というものがあります。この医療費指数が高いほど納付金が高くなる、低いほど低くなるというものなんですけれども、高い低い算段は、医療費がよくかかっているほど高いというもので、幸田町では県内で50番目、低いほうから5番目ということで、医療費指数が低いことによって、かなり納付金で低い指数に抑えているというものがあります。こちらの納付金ベースでの統一ということになりますと、医療費指数をゼロにするということで、県内ではなくて全国でも納付金ベースでの統一というものを進めているところがあるんですけれども、愛知県の国保運営方針、今、こちらのほうの策定が進んでおります。令和6年度から平成11年度までの期間のものになるかと思うんですけれども、今現在、策定中ではありますけれども、令和11年度までに納付金ベースでの統一を目指すという記載を挙げようというふうに、今、検討をしていらっしゃるところでございます。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 分かりました。どちらにいたしましても、今は非常にやりくりが厳しい状況というようなことでございます。そこでお伺いするわけでありませけれども、国保税につきましては、収入未済額が1億1,000万円にも上っていると。これがやはり滞納が増えている、このことは、やはり高く払えない人たちが増えてきている、こういう状況になってきているのかというふうに思うわけでありませますが、その点についてはいかがかということでありませ。そして、また、先ほどは財政調整基金を操作をしながら、とにかく財調に積み立てをするというようなことで、税の率を変えたくないということで抑えてるんだよというようなことであったわけでありませが、しかしながら、やはり、実際のところ、このように相変わらず滞納がずっと増えていて、そして払えない人たちが出てきて、これを不納欠損で落としてしまうと。こういうような繰返しをする中であるならば、やはり一般会計からの財政支援、この部分はきちんとその手当のために使うべきではないかなと思うわけでありませが、いかがでしょうか。

委員長 保険医療課長。

保険医療課長 丸山議員から、やはり国保税が高いというふうな御指摘のほうをいただきました。令和4年度の1人当たりの調定額でありますけれども、10万2,980円でありまして、県内順位で32位でありませ。例えばモデルケースで比較のほうをいたしますと、給与収入297万、所得にしますと200万円の4人家族、2割軽減に該当する世帯の国保税の割合は県内の47位となりまして、幸田町は所得の高い方が比較的に見えることから、1人当たりの調定額が県内順位で見ますと32位となってしまうのかなと思っております。とはいえ、やはり低所得者の方ですと、収入の1割を超える保険料を払っているということになりますから、やはり、それは国保税が高いというふうに認識のほうはしておりますが、重ね重ね申し上げますけれども、先々のことを考えますと、やはり、現行の税率のままでいけるところまでいきたいなというふうに考えております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 現行の税率のままで何とかいけるところまでいきたいということでありませけれども、今回、限度額は令和5年度には104万円というような金額に引き上がってしまったわけでありませ。そういうようなことで、非常にやはりいくら高額所得者といっても、これは通常健康保険に加入している人たちよりもかなり高くなってきている。そして、なおかつ国保税におきまして、協会けんぽと同じような保険料にしてほしいというのが願いでありませ。そのような取組を求めながら、質問を終わらせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について発言を許します。

14番、丸山君。

14番丸山千代子君 成果の説明書の171ページ、歳入についてお伺いをいたします。

この中で普通徴収におきまして、収入未済額が188万7,000円というふうになってきているわけでありまして、収納率は93.6%であります。特別徴収につきましては、これは天引きということでやられているわけでありましたが、普通徴収につきましては、自ら納めなければならないということで、時間差も生じますし、また同時に滞納も出てくると。これは、年金が18万円以下の人たちにつきましては、これは普通徴収になるということでもありますので、そうしますと、やはり介護保険料が非常にこの重荷になってきている部分というのがあるんじゃないかというふうに思うわけであります。そこで、その軽減についてお尋ねするわけでありましたが、例えば世帯で課税される方がいらっしゃるとするならば、これは全体が課税されてしまう課税世帯になってしまいますので、そうすると、この介護保険料も高くなるわけでありまして、非課税じゃないわけですから。ですから、介護保険料の軽減をするために、そうした世帯につきましては世帯分離をしながら軽減を図っていく、このような手法があるわけですが、そうした取組というのは幸田町ではどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 介護保険料がちょっと重荷になっている世帯に対しての世帯分離をしてはどうかというようなお話かと思います。

世帯で影響している部分に関して、その軽減がきかなくなるようなケースというのもあるかと思います。そういったところにつきましては窓口等で御相談いただきながら、一つの方法として世帯分離ということも今お話いただいたところでもあります。しかしながら、世帯が一緒に受けられるような介護保険料に限らず、ほかの生活する中で影響を受けている部分もあるかと思います。そういった部分も含めてお話を聞きながら、何かいい方法をとることが御提案できれば、そういったことは窓口等で御相談に応じていきたいというふうに思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 介護保険料が、例えば非課税の高齢世帯、そして課税する例えば子どもというふうな場合がありますと、こうした事例であれば世帯分離で軽減ができると、このようなことにもなるわけでありまして、そうした点につきましては、これはヘルパーさんとか、例えば包括等での相談窓口等での軽減を図っていく方法の施策の一つだというふうに思いますので、その辺のところを徹底といいますか、指導をしていただきたいというふうに思います。

次に、173ページでございますが、認定審査の件でお尋ねしたいと思います。

これは、今回1,127人が審査を受けて、そして非該当が36とあったわけでございますけれども、この非該当につきましては、どのような結果だったのかお尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 まず、保険料の非課税の高齢世帯に関する部分につきましては、ヘルパー、また包括の窓口として、そういった情報提供には努めてまいりたいと思います。

それから、認定審査に関する非該当の36人ですけれども、ごめんなさい、こちらのほうは今現在資料を持ち合わせておりませんので、失礼いたします。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 非該当になるケースというのが、割と認知の関係がそうした該当しないというようなことが結構出てくるわけですね。家族がおかしいと思っても、そうした認定の中で聞取調査をした場合に、シャキッとしてしまうと、とてもまともに答えてしまうと。こういうような状況で本当に非該当になってしまったと、こういうようなことがあるわけです。本当に困っている家庭ですと、非該当になってしまえば、まさにこれは大変な状況になってしまいますので、そうした実際に認知症なのに非該当になってしまって本当に困った、こういうことのないように、その審査に当たっては、やっぱりそうした特性を見抜きながら審査に当たっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のところを見極める、そういうことでぜひ支援の枠を、やっぱりきちんと手当が受けられるような、そうしたことにしていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のところは、当局としてはどのようにやっていくか、お尋ねしたいと思います。

委員長 福祉課長。

福祉課長 認定調査の際に、やはり調査員が来るとシャキッとしてしまう方が多くいるというお話は聞いております。家族のお話とちょっと違うかなというようなケースもあるということはお聞きしております。そういったときに、普段の行動等、状況というところをしっかりと確認させていただきながら、調査のほうにつきましても工夫のほうをさせていただいて、実際に必要な支援ができるような審査にしていきたいと思っております。

委員長 14番、丸山君。

14番丸山千代子君 特に男性がそういう傾向が多いようでございまして、本当に家族が困ってしまうと、こういうような状況の中で、やはり介護認定を受けるというような申請を出す場合は、本当に困っているわけですね。そういうところをつかんでいただきながら、非該当にしないように、きちんと介護保険が使えるように、そういう温かい姿勢を持っていただきたいということをお願いして終わります。

委員長 福祉課長。

福祉課長 ありがとうございます。そういったケースも把握しておりますので、十分注意して取り組んでまいりたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時01分

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定について、発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、上程議案9件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

14番丸山千代子君 それでは、議題となっております案件につきまして、反対の立場から討論をしてみたいです。

認定第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額204億4,003万7,000円、歳出総額190億47万8,000円で、差し引くと14億3,955万9,000円となり、実質収支は翌年度への繰越明許費5,320万4,000円を差し引き、13億8,635万5,000円の黒字計上となりました。令和4年度も引き続き新型コロナウイルス感染症対策を中心に町行事なども自粛するなど、見通しの立たない町政運営であり、感染拡大を防ぐ対応やワクチン接種の取組など、町民の命と健康を守る支援、コロナ禍にあつての子育て支援などに対しては一定の評価をするものであります。

ふるさと納税は、寄附者のニーズに応えるため、地場産品の掘り起こし、協力体制の強化を進め好調であり、33億2,868万8,000円を計上し、町財政にとっては黒字をもたらした要因でもあります。ふるさと納税制度は安定財源ではありません。ふるさと納税による寄附を当てにした予算編成は、町財政運営を破綻に追い込むことであることは肝に銘じておくことではないでしょうか。

コロナ禍にあっても、大企業などは内部留保が過去最大となっており、今年度は511兆円にも上っております。資本金10億円以上の大企業に対し、応分の負担は求めるべきであり、全国でも実施している制限税率までの引上げを求めます。

スーパーシティ構想デジタル田園都市国家構想は、一旦見直しすべきと求めるものがあります。

マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものであり、マイナンバーカードに個人情報の収集、保管、ひもづけに反対するものであります。

一方、コロナ禍、物価高騰などによる生活困窮世帯が増えており、個人消費を伸ばし景気のある好循環のためには、消費税の引き下げが効果的であると主張するものであります。消費税10%は引き下げ、5%に戻すべきと主張し、反対の立場を明らかにするものであります。

認定第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2018年度から国民健康保険は県単位化とされ、5年目の年度であります。愛知県が財政運営の責任を負い、市町村の国保事業をコントロールさせようとするものであります。愛知県は、県下統一の標準保険料にすることを目指しており、そのときのためにと一気に国保税の引き上げにしないため、国民健康保険財政調整基金は4億7,100万円にも上っております。限度額は、令和5年度に104万円に引き上げられ、国保加入者は収入の1割が国保税が占めるという、払いたくても払えない国保税となっていることは、滞納、差押えの状況を見ても明らかであります。一般会計からの繰り入れを増やし、財調を活用して引き下げを求めるものであります。

また、マイナ保険証への移行による従来の紙の保険証の廃止はやめるべきであります。子育て支援として、子どもの均等割の廃止を求め、反対討論いたします。

認定第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

75歳以上という年齢で追い込む保険医療制度に対しては反対であり、令和4年10月からは医療費窓口負担2倍化は、高齢者に対して負担増と受診抑制に追い込むものであり、反対するものであります。

認定第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

介護保険事業は3年ごとの計画をつくり、介護サービス費などの伸びを推計し、介護保険料を決めるという3年ごとの見通しをするものであります。令和3年度から令和5年度は第8期であり、基準額は、第7期が4,300円だったのが500円引き上げ、4,800円になったものであります。介護給付費準備基金は1億1,800円にもなり、この引上げは過大見積りであったことが明らかではないでしょうか。第9期保険料設定に向けては据え置きをと主張するものであります。安心して介護保険制度を利用できるようにすべきと求め、反対討論いたします。

以上で終わります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

委員長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

まず、認定議案第1号 令和4年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第2号 令和4年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第3号 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第4号 令和4年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第5号 令和4年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第6号 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第7号 令和4年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第8号 令和4年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は、可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定議案第9号 令和4年度幸田町下水道事業会計決算認定についてを、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

審査結果報告書の作成については、私に御一任願いたいと思います。

ただいまの結果は、9月27日の本会議で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これにて、決算特別委員会を閉会いたします。

長時間、御審議、御苦勞さまでした。

これにて散会いたします。

閉会 午後 4時14分

この記録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

令和5年9月15日

決算特別委員会

委員長